海外旅行保険 普通保険約款·特約集

[2011年11月29日以降保険始期契約用]



この普通保険約款・特約集は、保険始期が 2011 年 11 月 29 日から 2012 年 12 月 18 日までのご契約に適用されます。

众以損害保険株式会社

このたびは弊社の海外旅行保険をご契約いただき、 誠にありがとうございます。

この冊子はご契約に伴う大切な事柄を記載したものです。 必ずご一読いただき契約内容のご確認にご活用ください。

被保険者(補償の対象となる方)が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容がご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

INDEX

I.	. 海外旅行保険の概要	P. .
	傷害死亡保険金	P.
	傷害後遺障害保険金	P.
	疾病死亡保険金	P.
	治療・救援費用保険金	P.
	個人賠償責任保険金	P.
	携行品損害保険金	P.
	旅行事故緊急費用保険金	P.
П.	. 保険金ご請求の手続き	P.1
Ш	. ご契約に関するご連絡・お問い合わせ窓口	P.1 2
	海外旅行保険普通保険約款・特約	P. 1 .
		P. I.
	海外旅行保険普通保険約款	P.1
	特約	P2

-1-

海外旅行保険の主な保険金(特約)とその概要を記載しています。詳細は海外旅行保険普通保険約款・特約(P.13~)をご確認ください

海外旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者(補償の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます

		東期間中で、かつ、彼保陝者(補償の対象となる方)が海外旅行の目的を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額 (注 1) 保険金は被保険者の死亡保険金受取人(法定相続人)にお支払いします (注 2) 同一のケガにより、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を差し引いた残額をお支払いします	 ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 保険金受取人の故意または重大な過失 戦争、外国の武力行使その他これらに類似の事変 (自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為によるケガは保険金のお支払いの対象となります) 放射線照射、放射能汚染 無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転中に発生した事故によるケガ・けんかや自殺行為、犯罪行為 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に身体に所定の後遺障害が発生した場合	傷害後遺障害 保険金額 × 保険金支払割合 (3%~100%) (注)保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります	 ・むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの (注) (傷害後遺障害保険金のみ) ・危険な職業に従事中のケガ ・旅行開始前・終了後に発生したケガ など (注)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます
疾病死亡保険金	 1 海外旅行中に病気により死亡された場合 2 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(注1) 3 海外旅行中に感染した所定の感染症(注2)によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 (注1)旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります (注2)感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、二パウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます 	疾病死亡保険金額の全額 (注)保険金は被保険者の死亡保険金受取人(法定相続人)にお支払いします	 ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 ・戦争、外国の武力行使その他これらに類似の事変 (自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為による病気は保険金のお支払いの対象となります) ・放射線照射、放射能汚染 ・けんかや自殺行為、犯罪行為 ・妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病

-3-

海外旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者(補償の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます

保険金をお支払いする場合

正での大政へいるの場口

●治療費用に関するもの

- ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガに より、医師の治療を受けられた場合
- ② 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(注1)
- ③ 海外旅行中に感染した所定の感染症 (注 2) によって、旅行終了日からその日を含めて 30 日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合
 - (注 1) 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に 発生したものに限ります
 - (注 2) 感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、二パウイルス感染症、赤痢、ダ二媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます

●救援者費用に関するもの

治

療

救

援

費

用

保

険

金

- ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合
- ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや 海外旅行中に発病した病気により、3 日以上続けて入院 された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始 したときに限ります)
- ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
- ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
- ⑤ 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急 捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合

●治療費用に関するもの 下記の費用で実際にませ

下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額 (下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、 その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります)

お支払いする保険金の額

- (注)日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません
- ① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の 指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含みます)
- ② 治療のために必要になった诵訳雇入費用、交诵費
- ③ 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)
- ④ 入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1 回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします)
- ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払 戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます)
- ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用
- ⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

●救援者費用に関するもの

ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

① 搜索救助費用

など

- ② 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで)
- ③ 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで)
- ④ 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで)
- ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます)
- ⑥ 遺体処理費用(100万円まで)
 - (注) お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援者費用に関するものを合わせ、治療・救援者費用保険金額が限度となります。また、次の a.b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません
 - a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用
 - b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用
 - c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接 支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度によ り、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

保険金をお支払いできない主な場合

- ・ご契約者、被保険者の故意または重大
 な過失
- ・保険金受取人の故意または重大な過失
- ・戦争、外国の武力行使その他これらに 類似の事変

(自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為による損害は保険金のお支払いの対象となります)

- · 放射線照射、放射能汚染
- ・無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転 中に発生した事故
- ・けんかや自殺行為、犯罪行為
- ・むちうち症または腰痛で医学的他覚所 見のないもの(注)
- ・危険な職業に従事中のケガ
- ・旅行開始前、終了後に発生したケガ
- ・妊娠、出産、流産、これらが原因の病気
- 歯科疾病
- ・旅行開始前に発病した病気(既往症)

など

(注)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます

関索・救助活動が必要な状態と確認され

海外旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者(補償の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます

	一	倹期間中で、かつ、被保険者(補償の対象となる方)が海外旅行の目的を	もう に住居を正発し にから住居に 帰有 する ま に の 派 行 行 柱中 を いい ま す
	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任保険金	海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人のもの (注) を壊したり、紛失したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 (注) レンタル業者よりご契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品、宿泊施設の客室・客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます)、住居等居住施設内の部屋・部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます)を含みます ※ 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります	損害賠償金の額 - 自己負担額(0円) (注 1) 1回の事故につき個人賠償責任保険金額が限度となります。ただし、別枠で損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります (注 2) 賠償額の決定については、事前に弊社の承認が必要です	・ご契約者、被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使その他これらに類似の事変 (自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為による損害は保険金のお支払いの対象となります) ・放射線照射、放射能汚染 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ・航空機、船舶(ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります)、車両(ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルはお支払いの対象となります)、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族に対する賠償責任
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品 (注) が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合 (注) 携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、下記のものは対象に含まれません ① 通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります ② 預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証、その他これに類する物。ただし自動車または原動機付自転車の免許証やパスポートについては補償対象となります ③ 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、その他これらに類する物 ④ 船舶、自動車、原動機付自転車およびごれらの付属品 ⑤ 被保険者が山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます)などの危険な運動を行っている間のそのための用具やサーフィン等を行うための用具 ⑥ 義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 ⑦ 動物および植物 ⑧ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器	損害の額 - 自己負担額(0円) (注1)保険期間を通じ携行品損害保険金額が限度となります (注2)携行品損害保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空会社に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は、保険期間を通じて30万円となります (注3)携行品1つ(1点、1対)あたり10万円(乗車券等は5万円)を限度となります (注4)損害の額とは修理費、または再調達価額(同等のものを再度新品で購入するために要する費用をいいます)から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用(現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます)をいいます	・ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 ・保険金受取人の故意または重大な過失 ・戦争、外国の武力行使その他これらに類似の事変 (自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為による損害は保険金のお支払いの対象となります) ・放射線照射、放射能汚染 ・無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転中に発生した事故 ・携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を含みません) など

-7-

- 9 -

海外旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者(補償の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
旅行事故緊急費用保険金	海外旅行中の予期せぬ偶然な事故(主)により被保険者が海外旅行中に下記費用の負担を余儀なくされた場合 (注)予期せぬ偶然な事故とは、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます)によって、事故の発生が証明されるものに限ります ① 交通費 ② 宿泊施設の客室料 ③ 食事代 ④ 国際電話料等通信費 ⑤ 渡航手続費 ⑥ 渡航先での各種サービス取消料等 ⑦ 身の回り品購入費 ただし、③食事代については次の a. または b. のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次の c. に該当した場合に限り支払います a. 搭乗予定航空機の 6 時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、6 時間以内に代替機を利用できないとき b. 搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から 6 時間以内に代替機を利用できないとき c. 被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後 6 時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから 96 時間以内に費用を負担したとき	実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額等を除きます) (注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて①~⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が限度となります(ただし、③食事代については旅行事故緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、⑦身の回り品購入費については、①~⑥とは別に旅行事故緊急費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします) この費用を補償する保険契約を複数ご契約された場合でも、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。	・ご契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ・ 保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・ 戦争その他これらに類似の事変 (自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為により発生した損害は保険金のお支払対象となります) ・ 放射線照射、放射能汚染 ・ 無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転中に発生した事故 ・ 地震、噴火またはこれらによる津波 ・ けんかや自殺行為、犯罪行為 ・ むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの (注) ・ 旅行開始前、終了後に発生したケガ ・ 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 ・ 歯科疾病 ・ 運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ・ 山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます)、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦などを行っている間に発生したケガ など (注)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます

- 10 -

Ⅱ、保険金ご請求の手続き

万一、事故が発生した場合は30日以内に「au 損保海外サポートデスク」までご連絡ください。

保険金ご請求に関するご連絡先 au 損保海外サポートデスク 日本国内から 0077-78-7365(フリーコール) 03-6365-8885 海外から (81)-3-6365-8885 年中無休・24時間・日本語受付 ※ 海外からのお電話の際はコレクトコールをご利用ください。 au 損保海外サポートデスクは㈱プレステージ・インターナショナルとの提携により運営されています。

- ※ ご連絡がないとそれによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
- ※ 個人賠償責任補償特約を合わせてご契約の場合、賠償事故に係わる示談交渉等は、必ず事前に弊社と相談の うえ、おすすめください。

保険金ご請求の手続きや各種サービスの詳細につきましては、別紙、『海外旅行保険サポートガイド』 をご覧ください。

Ⅲ、ご契約に関するご連絡・お問い合わせ窓口

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは「au 損保カスタマーセンター」までご連絡ください。

ご契約に関するご連絡・お問い合わせ窓口

au 損保カスタマーセンター

0800-700-0600(フリーコール)

〔受付時間〕9:00 ~ 18:00 (年末年始を除く)

- 11 -

海外旅行保険 普通保険約款・特約一覧表

海外旅行保険 普通保険約款・特約

■普通保険約款

名称	適用される場合	ページ
海外旅行保険 普通保険約款	全てのご契約に適用されます	P.15

■補償に関する特約

名称	適用される場合	ページ
傷害死亡保険金	保険証券(契約確認書)·My	
補償特約	au 損保(マイページ)の補	
	償項目欄に傷害死亡保険金	P.21
	額が表示されている場合に	
	適用されます。	
傷害後遺障害	保険証券(契約確認書)·My	
保険金補償特約	au 損保(マイページ)の補	
	償項目欄に傷害後遺障害保	P.24
	険金額が表示されている場	
	合に適用されます。	
疾病死亡保険金	保険証券(契約確認書)·My	
補償特約	au 損保(マイページ)の補	
	償項目欄に疾病死亡保険金	P.28
	額が表示されている場合に	
	適用されます。	
治療・救援費用	保険証券 (契約確認書)·My	
補償特約	au 損保(マイページ)の補	
	償項目欄に治療・救援費用保	P.31
	険金額が表示されている場	
	合に適用されます。	
個人賠償責任	保険証券 (契約確認書)·My	
補償特約	au 損保(マイページ)の補	
	償項目欄に個人賠償責任保	P.38
	険金額が表示されている場	
	合に適用されます。	
携行品損害	保険証券 (契約確認書)·My	
補償特約	au 損保(マイページ)の補	
	償項目欄に携行品損害保険	P.41
	金額が表示されている場合	
	に適用されます。	
旅行中の事故に	保険証券 (契約確認書)·My	
よる緊急費用	au 損保(マイページ)の補	
補償特約	償項目欄に旅行事故緊急費	P.45
	用保険金額が表示されてい	
	る場合に適用されます。	
	全てのご契約に適用されま	
テロ行為補償	土しのと大小に週用される	P.48

■保険料の払込みに関する特約

■ 「木戸大イインフ」ムとこのパ	בות פו פו מעום	
名称	適用される場合	ページ
通信料金等との	保険証券 (契約確認書)·My	
合算による保険	au 損保(マイページ)の払	
料支払に関する	込方式欄に「通信料合算払」	P.48
特約	と表示されている場合に適	
(債権譲渡型)	用されます。	
クレジットカー	保険証券(契約確認書)·My	
ドによる保険料	au 損保(マイページ)の払	
支払に関する特	込方式欄に「クレジットカー	P.49
約	ド払」と表示されている場合	
	に適用されます。	

■その他の特約

名称	適用される場合	ページ
インターネット 通信販売に関す る特約	保険証券 (契約確認書)・My au 損保 (マイページ) のその他特約等欄に「インターネット通信販売に関する特約」と表示されている場合に適用されます。	P.50
保険証券等の 発行に関する 特約	契約確認書・My au 損保 (マイページ)のその他特約等欄に「保険証券等の発行に関する特約」と表示されている場合に適用されます。	P.52
包括契約に関す る特約 (毎月報告・毎 月精算用)	保険証券のその他特約等欄に「包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)」 と表示されている場合に適用されます。	P.52
包括契約に関す る特約 (毎月報告・一 括精算用)	保険証券のその他特約等欄に「包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用)」 と表示されている場合に適用されます。	P.53

- 13 -

海外旅行保険普通保険約款

保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。

ご契約に適用される保険約款において、次表に掲げる用語 の定義は、本約款において共通のものとして、それぞれ次表 に定めるところに従います。

<この保険約款全般に共通する用語のご説明 - 共通定義>

(50 音順)

用語	定義
医学的他覚	被保険者が自覚症状を訴えている場合であ
所見のない	っても、レントゲン検査、脳波所見、神経
もの	学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその
	根拠を客観的に証明することができないも
	のをいいます。
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治
	療または診断を受けた地および時における
	医師に相当する資格を有する者をいいま
	す。また、被保険者が医師である場合は、
	被保険者以外の医師をいいます。
解除	当会社からの意思表示によって、ご契約の
	効力を将来に向かって失わせることをいい
	ます。
解約	ご契約者(注)からの意思表示によって、
	ご契約の効力を将来に向かって失わせるこ
	とをいいます。
	(注) この保険契約に付帯された特約の規
	定に基づき被保険者より当会社に対す
	る通知をもって保険契約の解約を請求
	する場合には被保険者とします。
既 経 過 期	「既経過期間」とは、保険期間の初日から
間、未経過	既に経過した期間をいい、「未経過期間」と
期間	は、保険期間の末日までの残存期間をいい
	ます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約
	申込書の記載事項とすることによって当会
	社が告知を求めたものをいいます。(注)
	(注) 他の保険契約等に関する事項を含み
	ます。
ご契約者	保険証券の「ご契約者」欄に記載されてい
	るご契約の当事者で、保険契約の変更・解
	約や保険料のお支払いなど、この保険約款
	に定める権利を有し義務を負う方をいいま
	す。
死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認
	することをいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、
	妊娠、出産、早産および流産を含みません。
死亡保険金	この保険契約に、傷害死亡保険金または疾
受取人	病死亡保険金のいずれかをお支払いする特
	約が付帯された場合に、その特約に規定す
	る死亡保険金受取人をいいます。

定義
急激かつ偶然な外来の事故によって被った
身体の傷害をいい、この傷害には、身体外
部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ
一時に吸入、吸収または摂取した場合に急
激に発生する中毒症状(注)を含みます。
(注)継続的に吸入、吸収または摂取した
結果発生する中毒症状を含みません。
6親等内の血族、配偶者および3親等内の
姻族をいいます。
この保険約款およびこの保険契約に付帯さ
れた特約の規定により、当会社が保険金を
お支払いすべき損害、費用、損失、傷害ま
たは疾病等をいいます。
この保険契約の全部または一部に対して支
払責任が同じである他の保険契約または共
済契約をいいます。
万矢がといいよす。 医師による治療が必要な場合において、病
院もしくは診療所に通い、または往診によ
り、医師の治療を受けることをいいます。
補償内容および普通保険約款に定められた
事項を特別に補充・変更する場合のその補
充・変更の内容を定めたものです。
医師による治療が必要な場合において、自
宅等での治療が困難なため、病院または診
療所に入り、常に医師の管理下において治
療に専念することをいいます。
ご契約内容について、原則的な事項を定め
たものです。
損害が発生した地および時における保険の
対象の価額(時価額)をいいます。
対象の価額(時価額)をいいます。
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれ
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれ に規定する保険金をいいます。
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれ に規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれ に規定する保険金をいいます。
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれ に規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および 特約に関する権利および義務をいいます。
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれ
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいま
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれ に規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および 特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれ に保険事故として規定する事由をいいます。
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれ に規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および 特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれ に保険事故として規定する事由をいいます。
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいま
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。 初年度については保険期間の初日から1年
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいま
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度につい
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日からただし、保険期間に1年未満の端日かては、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日かいある保険契約の場合には、初年度については、視険期間の初日からその端日数がある保険契約の場合には、初年度については、初年度については、初年度については、初年度については、初年度については、初年度については、初年度については、初年度については、初年度については、初年度については、初年度については、初年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。これまでに婚姻歴がないことをいいます。
対象の価額(時価額)をいいます。 保険証券に記載された保険期間をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。 この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

での旅行行程をいいます。

第1章 補償条項

第1条 [保険金をお支払いする場合]

当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金をお支払いします。

第2条 [被保険者 - 補償の対象となる方]

この約款における被保険者は、保険証券に記載された被保険者とします。

第3条 [保険金をお支払いできない場合]

当会社が保険金をお支払いできない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

第4条 [死亡の推定]

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、傷害によって、被保険者が死亡したものと推定します。

第2章 基本条項

第5条[補償される期間-保険期間]

- (1) 当会社の保険責任は保険期間の初日の午前 0 時に始まり、末日の午後 12 時に終わります。
- (2) 本条(1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 本条(1) の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次の①から⑤に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。
 - ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予 定の交通機関(注1)のうち運行時刻が定められてい るものの遅延または欠航・運休
 - ② 交通機関 (注1) の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
 - ③ 被保険者が医師の治療を受けたこと。
 - ④ 被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。
 - ⑤ 被保険者の同行家族(注2)または同行予約者(注3)が入院したこと。
- (注1) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。以 下本条において同様とします。
- (注2)被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。
- (注3)被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で 被保険者に同行しているものをいいます。
- (4) 本条(3) の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的

地への到着が保険期間の末日の午後 12 時までに予定されているにもかかわらず次の①から④に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時(注)のいずれか早い時までとします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関また は被保険者が入場している施設に対する第三者によ る不法な支配または公権力による拘束
- ② 被保険者に対する公権力による拘束
- ③ 被保険者が誘拐されたこと。
- ④ 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険 者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。
- (注) 最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。
- (5) 本条(1)、(3) および(4) の規定にかかわらず、 当会社は、次の①または②のいずれかに掲げる保険事故 による損害等に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ① 保険料領収前に発生した保険事故
 - ② 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後 に発生した保険事故

第6条 [ご契約時に告知いただく事項 – 告知義務]

- (1) ご契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、ご契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2) の規定は、次の①から④のいずれかに該当 する場合には適用しません。
 - ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する 事実を知っていた場合または過失によってこれを知 らなかった場合(注)
 - ③ ご契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が本条(2)の規定による解除の原因がある ことを知った時から1か月を経過した場合または保 険契約締結時から5年を経過した場合
- (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、 事実を告げることを妨げた場合または事実を告げな いこともしくは事実と異なることを告げることを勧 めた場合を含みます。
- (4) 本条(2) の規定による解除が損害等の発生した後に なされた場合であっても、第14条[保険契約の解除ま たは解約の効力]の規定にかかわらず、当会社は、保険 金をお支払いしません。この場合において、既に保険金

をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) 本条(4) の規定は、本条(2) に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。

第7条 [ご契約後に被保険者が職業または職務を変更した場合 - 通知義務その1]

- (1)保険契約締結の後、被保険者が旅行行程中に従事する 保険証券に記載された職業または職務を変更した場合 は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当 会社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券に記載された職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も本条(1)と同様とします。

第8条 [ご契約後にご契約者が住所を変更した場合 – 通知義 務その2]

ご契約者が保険証券に記載された住所または通知先を変更した場合は、ご契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第9条 [保険契約の無効]

- (1)次の①および②に掲げる事実のいずれかがあった場合 には、保険契約は無効とします。
 - ① ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第 三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険 契約を締結した場合
 - ② ご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、傷害または疾病に対して一定額の保険金をお支払いする特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。
- (2) 本条(1) の②の規定は、この保険契約に付帯された本条(1)の②の特約のそれぞれが次の①または②に該当する場合には適用しません。
 - ① 被保険者が保険金の受取人である特約
 - ② 被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人である 特約(注)
- (注)被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡 保険金または疾病死亡保険金以外の一定額の保険金 をお支払いする特約が付帯されている場合に限りま す。

第10条 [保険契約の失効]

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第11条 [保険契約の取消し]

ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の 詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した 場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知 をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条 [ご契約者からの保険契約の解約]

ご契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第13条「重大事由による保険契約の解除]

- (1) 当会社は、次の①から④のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保 険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、 または行おうとしたこと。
 - ③ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る 保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の 目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ④ 上記①から③に掲げるもののほか、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、上記①から③の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
- (2) 本条(1) の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、第14条[保険契約の解除または解約の効力]の規定にかかわらず、本条(1)の①から④の事由が発生した時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第14条「保険契約の解除または解約の効力]

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみそ の効力を生じます。

第15条 [保険料の返還または請求 – 告知義務の場合等]

- (1)第6条[ご契約時に告知いただく事項-告知義務](1) の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 当会社は、ご契約者が本条(1)の規定による追加保 険料を払い込まなかった場合(注)は、ご契約者に対す る書面による通知をもって、この保険契約を解除するこ とができます。
- (注) 当会社が、ご契約者に対し追加保険料を請求したに もかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった 場合に限ります。
- (3) 本条(1) の規定により追加保険料を請求する場合において、本条(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 本条(1)のほか、保険契約締結の後、ご契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(5) 本条(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、ご契約者がその追加保険料を払い込まなかったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金をお支払いします。

第16条「保険料の返還 - 無効または失効の場合]

- (1)保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第9条[保険契約の無効](1)の①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条 [保険料の返還-取消しの場合]

第11条 [保険契約の取消し] の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条 [保険料の返還 - 解除または解約の場合]

- (1)第6条[ご契約時に告知いただく事項-告知義務](2) 第13条[重大事由による保険契約の解除](1)また は第15条[保険料の返還または請求-告知義務の場合 等](2)の規定により、当会社が保険契約を解除した 場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計 算した保険料を返還します。
- (2) 第12条 [ご契約者からの保険契約の解約] の規定により、ご契約者が保険契約を解約した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第19条 [保険金のご請求]

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払いを請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に 規定する者に保険金を請求できない事情がある場合 には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内 の親族
 - ③ 上記①および②に規定する者がいない場合または 上記①および②に規定する者に保険金を請求できな い事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)ま たは上記②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) 本条(3) の規定による被保険者の代理人からの保険

- 金の請求に対して、当会社が保険金をお支払いした後に、 重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保 険金をお支払いしません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6)ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合また は本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異な る記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しも しくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社 が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしま す。

第20条 [保険金のお支払い]

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて 30日以内に、当会社が保険金をお支払いするために必 要な次の①から⑤の事項の確認を終え、保険金をお支払 いします。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故の原因の発生時期、保険事故発生の状況、損害、傷害または疾病発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金をお支払いできない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金をお支払いできない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、 損害の額(注2)または傷害もしくは疾病の程度、保 険事故と損害または傷害もしくは疾病との関係、治療 の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ 上記①から④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第19条[保険金のご請求](2) および(3) の規定による手続きを完了した日をいいます。以下本条において同様とします。

(注2)保険価額を含みます。

- (2)本条(1)の①から⑤に掲げる事項の確認をするため、次の①から⑤の特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(注1)を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① 本条(1)の①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結

果の照会(注2) 180日

- ② 本条(1)の①から④の事項を確認するための、医 療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定 等の結果の昭会 90日
- ③ 本条(1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およ びその程度を確認するための、医療機関による診断、 後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果 の昭会 120日
- ④ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用され た災害の被災地域における本条(1)の①から⑤の事 項の確認のための調査 60 日
- ⑤ 本条(1)の①から⑤の事項の確認を日本国内にお いて行うための代替的な手段がない場合の日本国外 における調査 180日
- (注1)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とし
- (注2) 弁護十法(昭和24年法律第205号)に基づく照 会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) 本条(1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に 際し、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき 者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じ なかった場合(注)には、これにより、確認が遅延した 期間については、本条(1)または(2)の期間に算入 しないものとします。
- (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条 [支払通貨および為替交換比率]

- (1) 当会社が保険金をお支払いすべき場合には、支払通貨 (注)をもって行うものとします。
- (注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。以下本 条において同様とします。
- (2) 本条(1) の場合において、次の①または②のいずれ かに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前 日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行 の交換比率により支払通貨に換算します。ただし、保険 金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交 換比率により換算した通貨によって当会社が保険金を お支払いすべき費用を支出していた旨の被保険者また は保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、そ の証明がなされた場合には、その交換比率により支払通 貨に換算することができます。
 - ① 保険証券において、この保険契約に付帯された特約 に規定する保険金額を表示している通貨と支払通貨 が異なる場合
 - ② ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者 が、保険金のお支払いの対象となる費用について現実 に支出した通貨と支払通貨が異なる場合

第 22 条 [時効]

保険金請求権は、第19条[保険金のご請求](1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、 時効によって消滅します。

第23条[ご契約者の変更]

- (1)保険契約締結の後、ご契約者は、当会社の承認を得て、 この保険契約上の権利および義務を第三者に移転させ ることができます。
- (2) 本条(1) の規定による移転を行う場合には、ご契約

者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請 求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、ご契約者が死亡した場合は、その 死亡したご契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契 約上の権利および義務が移転するものとします。

第24条 [ご契約者が複数の場合の取扱い]

- (1) この保険契約について、ご契約者が2名以上である場 合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めること ができます。この場合において、代表者は、他のご契約 者を代理するものとします。
- (2) 本条(1) の代表者が定まらない場合またはその所在 が明らかでない場合には、ご契約者の中の1名に対して 行う当会社の行為は、他のご契約者に対しても効力を有 するものとします。
- (3) ご契約者が2名以上である場合には、それぞれのご契 約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとし

第25条「契約内容の登録]

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の①から⑦に掲 げる事項を協会(注)に登録します。
 - ① ご契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額
 - ⑤ 保険期間

 - ⑥ 当会社名
 - ⑦ 被保険者同意の有無
 - (注) 社団法人日本損害保険協会をいいます。以下本条に おいて同様とします。
- (2) 各損害保険会社は、本条(1) の規定により登録され た被保険者について、他の保険契約等の内容を調査する ため、本条(1)の規定により登録された契約内容を協 会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の お支払いについて判断する際の参考にすることができ るものとします。
- (3) 各損害保険会社は、本条(2) の規定により照会した 結果を、本条(2)に規定する保険契約の解除または保 険金のお支払いについて判断する際の参考にすること 以外に用いないものとします。
- (4)協会および各損害保険会社は、本条(1)の登録内容 または本条(2)の規定による照会結果を、本条(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締 結に関する権限を損害保険会社が与えた損害保険代理 店および犯罪捜査等にあたる公の機関から損害保険会 社が公開要請を受けた場合のその公の機関以外に公開 しないものとします。
- (5)ご契約者または被保険者は、自身に係る本条(1)の 登録内容または本条(2)の規定による照会結果につい て、当会社または協会に昭会することができます。

第26条 [被保険者が複数の場合の約款の適用]

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険 者ごとにこの約款の規定を適用します。

第27条 [訴訟の提起]

この保険契約に関する訴訟については、日本国内にお

ける裁判所に提起するものとします。

第28条「進拠法]

この約款に規定のない事項については、日本国の法令 に準拠します。

傷害死亡保険金補償特約

〈用語のご説明 - 定義〉

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義 によります。

(50 音順)

	(50 百順)
用語	定義
死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認
	することをいいます。
乗用具	自動車または原動機付自転車、モーターボ
	ート(注)、ゴーカート、スノーモービル
	その他これらに類するものをいいます。
	(注) 水上オートバイを含みます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった
	事故をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [保険金をお支払いする場合]

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券に記載された傷害死亡保険金額の全額(注)を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。
- (注) この保険契約に傷害後遺障害保険金補償特約が付帯されている場合において、傷害後遺障害保険金支払いの原因となった傷害の直接の結果として、その保険事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したときは、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額とします。
- (2) 第14条 [死亡保険金受取人の変更](1) または(2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- (3) 第14条(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

第3条 [保険金の削減]

当会社は、被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間の保険事故に対し、ご契約者があらかじめ割増保険料(注)を払い込んでいない場合は、次の算式によって算出した割合により傷害死亡保険金を削減します。



(注) 別表1 に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増 保険料をいいます。

第4条「保険金をお支払いできない場合 - その1]

当会社は、次の①から迎のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、傷害死亡保険金をお支払いしません。

- ① ご契約者(注1)または被保険者の故意または重大 な過失
- ② 傷害死亡保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害死亡保険金をお支払いしないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 被保険者が次のア.からウ.のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格 (注3) を持たないで 自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態(注4)で自動車または原動機付 自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ② 当会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき傷害の 治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医 療処置
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武 装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ① 上記⑨もしくは⑩の事由に随伴して発生した事故 またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した 事故
- ② 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 傷害死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4)アルコールの影響により正常な運転ができないお それがある状態をいいます。
- (注5) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- (注6) 核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂 生成物を含みます。

第5条[保険金をお支払いできない場合 - その2]

当会社は、被保険者が乗用具を用いて次の①から③に 掲げるいずれかのことを行っている間に発生した保険 事故に対しては、ご契約者があらかじめこれらの行為に 対応する当会社所定の保険料を払い込んでいない場合 は、傷害死亡保険金をお支払いしません。

- ① 競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習
- ② 乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦

③ 上記①または②のことを行うことを目的とする場所におけるこれらのことに準ずる方法・態様による運転または操縦

ただし、法令による許可を受けて、一般の通行を制限 し、道路を占有して行うことなく道路上で自動車または 原動機付自転車を用いて上記①から③に掲げるいずれ かのことを行っている間については、傷害死亡保険金を お支払いします。

第6条「他の身体の障害または疾病の影響]

- (1)被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- (2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは ご契約者もしくは傷害死亡保険金を受け取るべき者が 治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場 合も、本条(1)と同様の方法でお支払いします。

第7条[保険料の返還または請求 - 職業または職務の変更に 関する通知義務の場合]

- (1) 職業または職務の変更の事実(注1) がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1) が発生した時以降の期間(注2) に対し日割をもって計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (注1) 普通保険約款第7条 [ご契約後に被保険者が職業または職務を変更した場合 通知義務その1](1)または(2)の変更の事実をいいます。以下本条において同様とします。
- (注2) ご契約者または被保険者の申出に基づく、普通保 険約款第7条(1) または(2) の変更の事実が発 生した時以降の期間をいいます。
- (2) 当会社は、ご契約者が本条(1)の規定による追加保険料を払い込まなかった場合(注)は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、ご契約者に対し追加保険料を請求したに もかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった 場合に限ります。
- (3) 本条(1) の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実があった後に発生した保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害死亡保険金を削減します。
- (4)ご契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実があった後に発生した保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害死亡保険金を削減します。
- (5) 本条(4)の規定は、当会社が、本条(4)の規定による傷害死亡保険金を削減してお支払いすべき事由の原因があることを知った時から傷害死亡保険金を削減

してお支払いする旨の傷害死亡保険金を受け取るべき 者に対する通知をしないで1か月を経過した場合また は職業または職務の変更の事実があった時から5年を 経過した場合には適用しません。

- (6) 本条(4)の規定は、職業または職務の変更の事実に 基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (7) 本条(4) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実が発生し、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8) 本条 (7) の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条[保険契約の解除または解約の効力]の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実が発生した時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、傷害死亡保険金をお支払いしません。この場合において、既に傷害死亡保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第8条 [被保険者による保険契約の解約請求]

- (1)被保険者がご契約者以外の者である場合において、次の①から⑤のいずれかに該当するときは、その被保険者は、ご契約者に対しこの保険契約を解約(注)することを求めることができます。
 - ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかったとき。
 - ② ご契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条[重大事由による保険契約の解除](1)の①または②に該当する行為のいずれかがあったとき。
 - ③ 普通保険約款第13条(1)の③に規定する事由が 発生したとき。
 - ④ 上記②および③のほか、ご契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、上記②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき。
 - ⑤ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その 他の事由により、この保険契約の被保険者となること について同意した事情に著しい変更があったとき。
- (注)解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。 以下本条において同様とします。
- (2) ご契約者は、本条(1)の①から⑤の事由がある場合 において、被保険者から本条(1)に規定する解約請求 があったときは、当会社に対する通知をもって、この保 険契約を解約しなければなりません。
- (3) 本条(1)の①の事由がある場合は、その被保険者は、 当会社に対する通知をもって、この保険契約を解約する ことができます。ただし、健康保険証等、被保険者であ ることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- (4) 本条(3) の規定によりこの保険契約が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、ご契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

第9条「保険料の返還 - 解除または解約の場合]

- (1)第7条[保険料の返還または請求-職業または職務の変更に関する通知義務の場合](2)または(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第8条 [被保険者による保険契約の解約請求] (2) の規定により、ご契約者がこの保険契約を解約(注) した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (注)解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。 以下本条において同様とします。
- (3) 第8条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約を解約した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額をご契約者に返還します。

第10条「事故発生時の義務等]

- (1)被保険者が傷害を被った場合は、ご契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、その原因となった保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、ご契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) ご契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1) もしくは(2) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害死亡保険金をお支払いします。

第11条 [保険金のご請求]

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求 権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使す ることができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とします。

第12条[当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求]

- (1) 当会社は、第10条[事故発生時の義務等]の規定による通知または第11条[保険金のご請求]および普通保険約款第19条[保険金のご請求]の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害死亡保険金のお支払いにあたり必要な限度において、ご契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用(注)は、当会社が負担します。

(注) 収入の喪失を含みません。

第 13 条 「代位]

当会社が傷害死亡保険金をお支払いした場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第14条「死亡保険金受取人の変更]

- (1)保険契約締結の際、ご契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2)保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、ご契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) 本条(2) の規定により死亡保険金受取人の変更を行う場合には、ご契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) 本条(3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、ご契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金をお支払いした場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金をお支払いしません。
- (5)ご契約者は、本条(2)の死亡保険金受取人の変更を、 法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) 本条(5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、ご契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金をお支払いした場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金をお支払いしません。
- (7) 本条(2) および(5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 本条(2) および(5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、疾病死亡保険金以外の一定額の保険金をお支払いする特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
- (注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第15条 [死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い]

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上 である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求 めることができます。この場合において、代表者は他の 死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 本条(1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第16条「進用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

別表1 第3条 [保険金の削減] の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、 ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククラ イミング、フリークライミングをいいます。
- (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。
- (注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。
- (注4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2(第11条[保険金のご請求](2)関係)

保険金請求書類

提出書類
(1) 当会社所定の保険金請求書

- (2)保険証券
- (3) 死亡保険金受取人(注1)の印鑑証明書
- (4) 死亡診断書または死体検案書
- (5)被保険者の戸籍謄本
- (6) 法定相続人の戸籍謄本(注2)
- (7) 当会社所定の傷害状況報告書
- (8) 公の機関(注3) の事故証明書
- (9)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明 書(注4)
- (10) その他当会社が普通保険約款第20条[保険金のお支払い](1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険 者の法定相続人となります。
- (注2)死亡保険金受取人を定めなかった場合に必要とします。
- (注3) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注4)傷害死亡保険金の請求を第三者に委任する場合に 必要とします。

傷害後遺障害保険金補償特約

<用語のご説明 - 定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義 によります。

(50 音順)

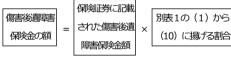
用語	定義
後遺障害	医師による治療の効果が医学上期待でき
	ない状態であって、被保険者の身体に残さ
	れた症状が将来においても回復できない
	機能の重大な障害に至ったものまたは身
	体の一部の欠損をいいます。
乗用具	自動車または原動機付自転車、モーターボ
	-ト (注)、ゴーカート、スノーモービル
	その他これらに類するものをいいます。
	(注)水上オートバイを含みます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった
	事故をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [保険金をお支払いする場合]

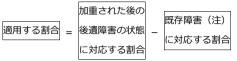
(1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金として被保険者にお支払いします。



- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、被保険者が保険事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、保険事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条(1)のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金としてお支払いします。
- (3) 別表1の(1) から(10) に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1の(1) から(10) に掲げる区分に準じ、傷害後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の(1)の③、④、(2)の③、(4)の④および(5)の②に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、傷害後遺障害保険金をお支払いしません。
- (4) 同一の保険事故により2種以上の後遺障害が発生した場合には、当会社は、それぞれの後遺障害に対し本条(1)から(3)の規定を適用し、その合計額をお支払いします。ただし、別表1の(7)から(9)に掲げる上肢(注1)または下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの傷害後遺障害保険金は傷害後遺障害保険金額の60%をもって限度とします。
- (注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

(5) 既に身体に障害のあった被保険者が傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2の(1)から(5)のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1の(1)から(10)に掲げる割合を適用して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。ただし、既存障害(注)がこの保険契約に基づく傷害後遺障害保険金の支払いを受けたものである場合は、次の割合により傷害後遺障害保険金をお支払いします。

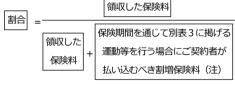


(注) 既にあった身体の障害をいいます。

(6) 本条(1) から(5) の規定に基づいて、当会社がお 支払いすべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通 じ、傷害後遺障害保険金額をもって限度とします。

第3条 [保険金の削減]

当会社は、被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間の保険事故に対し、ご契約者があらかじめ割増保険料(注)を払い込んでいない場合は、次の算式によって算出した割合により傷害後遺障害保険金を削減します。



(注)別表3に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増 保険料をいいます。

第4条 [保険金をお支払いできない場合 - その1]

- (1)当会社は、次の①から②のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、傷害後遺障害保険金をお支払いしません。
 - ① ご契約者(注1)または被保険者の故意または重大 な過失
 - ② 傷害後遺障害保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害後遺障害保険金の一部の受取人である場合には、傷害後遺障害保険金をお支払いしないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 被保険者が次のア.からウ.のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで 自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態 (注4) で自動車または原動機付 自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ② 当会社が傷害後遺障害保険金をお支払いすべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ① 上記⑨もしくは⑩の事由に随伴して発生した事故 またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した 事故
- ② 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役 または法人の業務を執行するその他の機関をいい ます。
- (注2) 傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4)アルコールの影響により正常な運転ができないお それがある状態をいいます。
- (注5)核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- (注6)核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂 生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害後遺障害保険金をお支払いしません。
 - (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条[保険金をお支払いできない場合 - その2]

当会社は、被保険者が乗用具を用いて次の①から③に 掲げるいずれかのことを行っている間に発生した保険 事故に対しては、ご契約者があらかじめこれらの行為に 対応する当会社所定の保険料を払い込んでいない場合 は、傷害後遺障害保険金をお支払いしません。

- ① 競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習
- ② 乗用具の性能試験を目的とした試運転における運 転または操縦
- ③ 上記①または②のことを行うことを目的とする場所におけるこれらのことに準ずる方法・態様による運転または操縦

ただし、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行うことなく道路上で自動車または原動機付自転車を用いて上記①から③に掲げるいずれかのことを行っている間については、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

第6条 [他の身体の障害または疾病の影響]

- (1)被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは

ご契約者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき 者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となっ た場合も、本条(1)と同様の方法でお支払いします。

第7条[保険料の返還または請求 – 職業または職務の変更に 関する涌知義務の場合]

- (1) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が発生した時以降の期間(注2)に対し日割をもって計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (注1) 普通保険約款第7条 [ご契約後に被保険者が職業 または職務を変更した場合 - 通知義務その1](1) または(2)の変更の事実をいいます。以下本条に おいて同様とします。
- (注2) ご契約者または被保険者の申出に基づく、普通保 険約款第7条(1) または(2) の変更の事実が発 生した時以降の期間をいいます。
- (2) 当会社は、ご契約者が本条(1)の規定による追加保険料を払い込まなかった場合(注)は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、ご契約者に対し追加保険料を請求したに もかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった 場合に限ります。
- (3) 本条(1) の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実があった後に発生した保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。
- (4)ご契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実があった後に発生した保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。
- (5) 本条(4)の規定は、当会社が、本条(4)の規定による傷害後遺障害保険金を削減してお支払いすべき事由の原因があることを知った時から傷害後遺障害保険金を削減してお支払いする旨の傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (6) 本条(4) の規定は、職業または職務の変更の事実に 基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (7) 本条(4) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実が発生し、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注)保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が 交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8) 本条(7) の規定による解除が保険事故の発生した後

第8条「被保険者による保険契約の解約請求]

- (1)被保険者がご契約者以外の者である場合において、次の①から⑤のいずれかに該当するときは、その被保険者は、ご契約者に対しこの保険契約を解約(注)することを求めることができます。
 - ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかったとき。
 - ② ご契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条[重大事由による保険契約の解除](1)の①または②に該当する行為のいずれかがあったとき。
 - ③ 普通保険約款第13条(1)の③に規定する事由が 発生したとき。
 - ④ 上記②および③のほか、ご契約者または傷害後遺障 害保険金を受け取るべき者が、上記②および③の場合 と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損 ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を 発生させたとき。
 - ⑤ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その 他の事由により、この保険契約の被保険者となること について同意した事情に著しい変更があったとき。
- (注)解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。 以下本条において同様とします。
- (2) ご契約者は、本条(1)の①から⑤の事由がある場合 において、被保険者から本条(1)に規定する解約請求 があったときは、当会社に対する通知をもって、この保 険契約を解約しなければなりません。
- (3) 本条(1)の①の事由がある場合は、その被保険者は、 当会社に対する通知をもって、この保険契約を解約する ことができます。ただし、健康保険証等、被保険者であ ることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- (4) 本条(3) の規定によりこの保険契約が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、ご契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

第9条 [保険料の返還-解除または解約の場合]

- (1)第7条 [保険料の返還または請求-職業または職務の変更に関する通知義務の場合](2)または(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第8条 [被保険者による保険契約の解約請求] (2) の規定により、ご契約者がこの保険契約を解約(注) した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (注)解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。 以下本条において同様とします。
- (3) 第8条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約 を解約した場合には、当会社は、保険料から既経過期間 に対応する保険料を差し引いて、その残額をご契約者に

第10条「事故発生時の義務等]

- (1)被保険者が傷害を被った場合は、ご契約者、被保険者 または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その原 因となった保険事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会 社に通知しなければなりません。この場合において、当 会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまた は被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求め たときは、これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明 となった場合または遭難した場合は、ご契約者または傷 害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その航空機また は船舶が行方不明となった日または遭難した日からそ の日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状 況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) ご契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け 取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)もしくは(2) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明に ついて知っている事実を告げなかった場合もしくは事 実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによっ て当会社が被った損害の額を差し引いて傷害後遺障害 保険金をお支払いします。

第11条「保険金のご請求]

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求 権は、被保険者に後遺障害が発生した時または保険事故 の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時の いずれか早い時から発生し、これを行使することができ るものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表4に掲げ る書類とします。

第12条[当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求]

- (1) 当会社は、第10条「事故発生時の義務等」の規定に よる通知または第11条[保険金のご請求]および普通 保険約款第19条「保険金のご請求」の規定による請求 を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害後遺障害 保険金のお支払いにあたり必要な限度において、ご契約 者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき 者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の 診断書または死体検案書の提出を求めることができま
- (2) 本条(1) の規定による診断または死体の検案のため に要した費用(注)は、当会社が負担します。
- (注) 収入の喪失を含みません。

第13条[代 位]

当会社が傷害後遺障害保険金をお支払いした場合で あっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害に ついて第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社 に移転しません。

第14条[傷害後遺障害保険金の受取人の変更]

ご契約者は、傷害後遺障害保険金について、その受取 人を被保険者以外の者に定め、または変更することはで きません。

第15条「進用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣 旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規 定を準用します。

別表1 (第2条 [保険金をお支払いする場合] 関係)

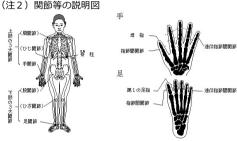
傷害後遺障害保険金支払区分表

- (1) 眼の障害 ① 両眼が失明した場合 ………… 100%
- ② 1 眼が失明した場合 60% ③ 1眼の矯正視力が 0.6 以下となった場合
- 5% ④ 1 眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%
- 以下となった場合をいいます。)となった場合 5% (2) 耳の障害
- ① 両耳の聴力を全く失った場合 ……… 80% ② 1耳の聴力を全く失った場合 30% ③ 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を
- 解せない場合 5% (3)鼻の障害
- ① 鼻の機能に著しい障害を残す場合 ……… 20%
- (4) 崩しゃく、言語の障害 ① 明しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合
 - ② 噴しゃくまたは言語の機能に著しい障害を
 - ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合
- ④ 歯に5本以上の欠損を生じた場合 ……… 5% (5) 外貌(顔面・頭部・頸部をいいます。) の醜状
- ① 外貌に著しい醜状を残す場合 ………… 15%
- ② 外貌に醜状 (顔面においては直径 2 cm の 瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいいます。)を 残す場合 3%
- (6) 脊柱の障害
 - ① 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を 残す場合 40%
 - ② 脊柱に運動障害を残す場合 30%
 - ③ 脊柱に変形を残す場合 15%
- (7) 腕(手関節以上をいいます。)、脚(足関節以上を
- いいます。)の障害 ① 1腕または1脚を失った場合 ………… 60%
- 2 1腕または1脚の3大関節中の2関節または
- 3 関節の機能を全く廃した場合 50% ③ 1腕または1脚の3大関節中の1関節の
- 機能を全く廃した場合 35%
- ④ 1腕または1脚の機能に障害を残す場合 … 5% (8) 手指の障害
- ① 1手の母指を指節間関節以上で失った場合 20% ② 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 15%
- ③ 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で 失った場合 8%
- ④ 母指以外の1指の機能に著しい障害を

- 残す場合 5% (9) 足指の障害
- ① 1足の第1の足指を指節間関節以上で 失った場合 10%
- ② 1足の第1の足指の機能に著しい障害を 残す場合 8%
- ③ 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節 以上で失った場合 5%
- ④ 第1の足指以外の1足指の機能に著しい 障害を残す場合 3%

(10) その他身体の著しい障害により終身常に

- 介護を要する場合 100%
- (注1)(7)から(9)の規定中「以上」とはその関節 より心臓に近い部分をいいます。
- (注2) 関節等の説明図



別表 2 第 2条 [保険金をお支払いする場合](5)の後遺 隨害

- (1) 両眼が失明した場合
- (2) 両耳の聴力を全く失った場合
- (3) 両腕(手関節以上をいいます。) を失った場合または 両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全 く廃した場合
- (4) 両脚(足関節以上をいいます。)を失った場合または 両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全 く廃した場合
- (5)1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3 関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3 大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した
- (注1)(3)および(4)の規定中「手関節」および「足 関節」については別表1・(注2)の関節の説明図 によります。
- (注2)(3)および(4)の規定中「以上」とはその関 節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 第3条 [保険金の削減] の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケ ルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビン グ、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、 ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運

(注1) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、 ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククラ イミング、フリークライミングをいいます。

- (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みませ ٨.
- (注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含み ません。
- (注4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、 マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パ ラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含 みません。

別表4 (第11条 [保険金のご請求] 関係)

保 陕 並 胡 氷 青 類
提出書類
(1) 当会社所定の保険金請求書
(2)保険証券
(3)被保険者の印鑑証明書
(4)後遺障害の程度を証明する医師の診断書
(5) 当会社所定の傷害状況報告書
(6) 公の機関(注1) の事故証明書
(7)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明
書(注2)

- (8) その他当会社が普通保険約款第20条 [保険金のお 支払い](1)に定める必要な事項の確認を行うため に欠くことのできない書類または証拠として保険契 約締結の際に当会社が交付する書面等において定め
- (注1) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注2) 傷害後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場 合に必要とします。

疾病死亡保険金補償特約

〈用語のご説明 - 定義〉

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義 によります。

(50 音順)

用語	定義
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
保険事故	この特約においては、被保険者の疾病死亡 をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載さ れている場合に適用されます。

第2条 [保険金をお支払いする場合]

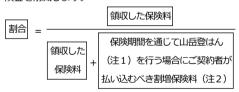
- (1) 当会社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡 が次の①から③のいずれかに該当した場合は、この特約 および普通保険約款の規定に従い、保険証券に記載され た疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死 亡保険金受取人にお支払いします。
 - ① 責任期間中に死亡した場合
 - ② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接

の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。

- ア. 責任期間中に発病した疾病
- イ. 責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。
- ③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
- (2)第12条[死亡保険金受取人の変更](1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- (3) 第12条(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- (4) 本条(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、 発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によ ります。
- (5) 本条(1) の規定にかかわらず、当会社は、次の①から③のいずれかに掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金をお支払いしません。
 - ① 被保険者が被った傷害に起因する疾病
 - ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - ③ 歯科疾病

第3条 [保険金の削減]

当会社は、被保険者が山岳登はん(注1)を行っている間に発病した高山病による死亡に対しては、ご契約者があらかじめ割増保険料(注2)を払い込んでいない場合は、次の算式によって算出した割合により疾病死亡保険金を削減します。



- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山 用具を使用するものをいいます。
- (注2) 当会社所定の割増保険料をいいます。

第4条 [保険金をお支払いできない場合]

当会社は、次の①から®のいずれかに該当する事由によって発生した疾病死亡に対しては、疾病死亡保険金をお支払いしません。

- ① ご契約者(注1)または被保険者の故意または重大 な過失
- ② 疾病死亡保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、疾病死亡保険金をお支払いしないのは、その者が受け取るべき金額に限りま

す。

- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武 装反乱その他これらに類似の事変
- ⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ② 上記⑤もしくは⑥の事由に随伴して発生した事故 またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した 事故
- ⑧ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2)疾病死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂 生成物を含みます。

第5条 [他の身体の障害または疾病の影響]

- (1)疾病死亡保険金のお支払いの対象となっていない身体の障害の影響によって、疾病の程度が加重され、第2条 [保険金をお支払いする場合](1)の①から③のいずれかに該当した場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは ご契約者もしくは疾病死亡保険金を受け取るべき者が 治療をさせなかったことにより、疾病の程度が加重され、 第2条(1)の①から③のいずれかに該当した場合も、 本条(1)と同様の方法でお支払いします。

第6条 [被保険者による保険契約の解約請求]

- (1)被保険者がご契約者以外の者である場合において、次の①から⑤のいずれかに該当するときは、その被保険者は、ご契約者に対しこの保険契約を解約(注)することを求めることができます。
 - ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかったとき。
 - ② ご契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条[重大事由による保険契約の解除](1)の①または②に該当する行為のいずれかがあったとき。
 - ③ 普通保険約款第13条(1)の③に規定する事由が発生したとき。
 - ④ 上記②および③のほか、ご契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、上記②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき。
 - ⑤ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
 - (注)解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。 以下本条において同様とします。
- (2) ご契約者は、本条(1)の①から⑤の事由がある場合

において、被保険者から本条(1)に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

- (3) 本条(1)の①の事由がある場合は、その被保険者は、 当会社に対する通知をもって、この保険契約を解約する ことができます。ただし、健康保険証等、被保険者であ ることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- (4) 本条(3) の規定によりこの保険契約が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、ご契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

第7条 [保険料の返還-解約の場合]

- (1)第6条[被保険者による保険契約の解約請求](2)の規定により、ご契約者がこの保険契約を解約(注)した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
 - (注)解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。 以下本条において同様とします。
- (2)第6条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約を解約した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額をご契約者に返還します。

第8条 [事故発生時の義務等]

- (1)被保険者が疾病によって死亡した場合は、ご契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者は、疾病によって死亡した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) ご契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、 正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、ま たはその通知もしくは説明について知っている事実を 告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた 場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の 額を差し引いて疾病死亡保険金をお支払いします。

第9条 [保険金のご請求]

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求 権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使す ることができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とします。

第 10 条 [当会社の指定する医師が作成した死体検案書の要求]

- (1) 当会社は、第8条 [事故発生時の義務等] の規定による通知または第9条 [保険金のご請求] および普通保険約款第19条 [保険金のご請求] の規定による請求を受けた場合は、疾病死亡保険金のお支払いにあたり必要な限度において、ご契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1) の規定による死体の検案のために要した費用(注) は、当会社が負担します。
- (注) 収入の喪失を含みません。

第11条 [代位]

当会社が疾病死亡保険金をお支払いした場合であっても、被保険者の法定相続人がその疾病死亡について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条 [死亡保険金受取人の変更]

- (1)保険契約締結の際、ご契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、ご契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) 本条(2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、ご契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) 本条(3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、ご契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金をお支払いした場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金をお支払いしません。
- (5)ご契約者は、本条(2)の死亡保険金受取人の変更を、 法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) 本条(5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、ご契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金をお支払いしません。
- (7) 本条(2) および(5) の規定により、死亡保険金受 取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合 は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 本条(2) および(5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金以外の一定額の保険金をお支払いする特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
- (注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第 13 条 「死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い]

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 本条(1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第14条「準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣 旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規 定を進用します。

別表1 第2条 [保険金をお支払いする場合](1)の③の 感染症

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マ ラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ 出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コ クシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイ ル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタ ウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、二パウ イルス感染症、赤痢、ダ二媒介性脳炎、腸チフス、リフ トバレー熱、レプトスピラ症

別表2(第9条「保険金のご請求]関係)

保険金請求書類
提出書類
(1) 当会社所定の保険金請求書
(2)保険証券
(3) 死亡保険金受取人(注1) の印鑑証明書
(4) 死亡診断書または死体検案書
(5)被保険者の戸籍謄本
(6) 法定相続人の戸籍謄本(注2)
(0) 法定怕机入9万相追举(注2)

- (7) 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期 間終了後72時間以内に発病したことおよびその疾病 について、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに 医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の 治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期 を証明する医師の診断書(注3)
- (8) 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染した ことを証明する医師の診断書
- (9)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明 書(注4)
- (10) その他当会社が普通保険約款第20条「保険金のお 支払い](1)に定める必要な事項の確認を行うため に欠くことのできない書類または証拠として保険契 約締結の際に当会社が交付する書面等において定め
- (注1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険 者の法定相続人となります。
- (注2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合に必要とし
- (注3) 第2条 [保険金をお支払いする場合](1)の② に該当した場合に必要とします。
- (注4)疾病死亡保険金の請求を第三者に委任する場合に 必要とします。

治療・救援費用補償特約

<用語のご説明 - 定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義 によります。

(50 音順)

用語	定義
救援者	被保険者の捜索、看護または事故処理を行
	うために現地へ赴く被保険者の親族をい
	い、これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保
	険者の勤務地をいいます。
乗用具	自動車または原動機付自転車、モーターボ
	ート(注)、ゴーカート、スノーモービル
	その他これらに類するものをいいます。
	(注)水上オートバイを含みます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいま
	す。
搜索	遭難した被保険者を捜索、救助または移送
	することをいいます。
渡航手続費	旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいい
	ます。
被保険者等	ご契約者、被保険者または被保険者の親族
	をいいます。
保険事故	この特約においては、被保険者が第2条
	[保険金をお支払いする場合](1)の①
	から⑤のいずれかに該当することをいい
	ます。ただし、第2条(1)の①について
	は、傷害の原因となった事故を、第2条(1)
	の②については疾病の発病をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載さ れている場合に適用されます。

第2条 [保険金をお支払いする場合]

- (1) 当会社は、被保険者が次の①から⑤のいずれかに該当 したことにより被保険者(注1)が負担した費用に対し、 この特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救援 費用保険金を被保険者(注2)にお支払いします。
 - ① 被保険者が責任期間中に傷害を被り、その直接の結 果として、医師の治療(注3)を要した場合
 - ② 被保険者が、次のア.からウ.に掲げる疾病のいず れかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経 過するまで(注4)に医師の治療を開始した場合 ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病。た だし、その疾病の原因が責任期間中に発生したもの に限ります。
 - ウ. 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症
 - ③ 被保険者が入院した場合で、次のア. またはイ. の いずれかに該当したとき。
 - ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継 続して3日以上入院(注5)した場合
 - イ. 責任期間中に発病した疾病(注6)を直接の原因 として、継続して3日以上入院(注5)した場合。 ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場

合に限ります。

- ④ 被保険者が次のア、またはイ、のいずれかに該当し た場合
- ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機もし くは船舶が行方不明になった場合もしくは漕難し た場合または被保険者が山岳登はん(注7)中に遭 難した場合。ただし、山岳登はん(注7)中の被保 険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者 が下山予定期日の翌日午前 0 時以降 48 時間を経過 しても下山しなかったときは、ご契約者または被保 険者の親族もしくはこれらに代わる者が、警察その 他の公の機関、サルベージ会社もしくは航空会社ま たは遭難救助隊のいずれかに対して、被保険者の捜 索を依頼したことをもって、遭難が発生したものと みなします。
- イ, 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故に よって被保険者の生死が確認できない場合または 緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが 警察等の公の機関により確認された場合
- ⑤ 被保険者が死亡した場合で、次のア、からエ、のい ずれかに該当したとき。
 - ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷 害の原因となった事故の発生の日からその日を含 めて 180 日以内に死亡した場合
 - イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接 の原因として責任期間中に死亡した場合
 - ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、 責任期間が終了した日からその日を含めて30日以 内に死亡した場合。ただし、責任期間中に医師の治 療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を 受けていた場合に限ります。
 - 工. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、 その行為の日からその日を含めて 180 日以内に死 亡したとき。
- (注1) 上記③から⑤のいずれかに該当した場合には、被 保険者の親族およびご契約者を含みます。
- (注2) 上記③から⑤のいずれかに該当した場合には、そ の費用の負担者とします。
- (注3) 義手および義足の修理を含みます。
- (注4) ウ、に掲げる疾病については責任期間が終了した 日からその日を含めて30日を経過するまでとしま す。
- (注5)他の病院または診療所に移転した場合には、移転 のために要した期間は入院中とみなします。ただし、 その移転について治療のため医師が必要と認めた 場合に限ります。
- (注6)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病およ び歯科疾病を含みません。
- (注7) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山 用具を使用するものをいいます。
- (2) 本条(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、 発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断により
- (3) 本条(1) の②の規定にかかわらず、当会社は、次の ①または②に掲げる疾病の治療に要した費用に対して は、治療・救援費用保険金をお支払いしません。
 - ① 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ② 歯科疾病

第3条 「費用の範囲」

- (1) 第2条 「保険金をお支払いする場合](1) の費用と は、次の①から④に掲げるものをいいます。
 - ① 被保険者が第2条(1)の①または②のいずれかに 該当したことにより負担した次のア、からセ、に掲げ る費用のうち、被保険者が治療(注1)のため現実に 支出した金額。ただし、第2条(1)の①に該当した 場合にあっては、傷害の原因となった事故の発生の日 からその日を含めて 180 日以内、第2条(1)の② に該当した場合にあっては医師の治療を開始した日 (注2) からその日を含めて 180 日以内に要した費 用に限ります。
 - ア. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ, 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費 および医療器具使用料
 - ウ. 義手および義足の修理費

は含みません。

- 工. X線検査費、諸検査費および手術室費
- オ. 職業看護師(注3)費。ただし、謝金および礼金
- カ、病院または診療所へ入院した場合の入院費
- キ. 入院による治療を要する場合において、病院もし くは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしく は診療所のベッドが空いていないこと等やむを得 ない事情により、宿泊施設(注4)の室内で医師の 治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施 設(注4)で静養するときの宿泊施設(注4)の客
- ク. 入院による治療は要しない場合において、医師の 治療を受け、医師の指示により宿泊施設(注4)で 静養するときの宿泊施設(注4)の客室料。ただし、 被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が 負担することを予定していた金額はこの費用の額 から控除します。
- ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移 送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便によ る運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、 治療上の必要により定期航空運送による移送が困 難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に 含めます。
- コ. 入院または通院のための交通費
- サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことま たはその病院もしくは診療所での治療が困難なこ とにより、他の病院または診療所へ移転するための 移転費(注5)。ただし、日本国内(注6)の病院 または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻 しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負 担することを予定していた帰国のための運賃はこ の費用の額から控除します。
- シ. 治療のために必要な通訳雇入費
- ス. 治療・救援費用保険金請求のために必要な医師の 診断書の費用
- セ. 法令に基づき公の機関より、病原体に汚染された 場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命 じられた場合の消毒のために要した費用
- ② 被保険者が、第2条(1)の①または②のいずれか に該当し、その直接の結果として入院した場合におい て、その入院により必要となった次のア、またはイ、

に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。 ただし、1事故に基づく傷害または1疾病(注7)に ついて20万円を限度とします。

- ア. 国際電話料等通信費
- イ. 入院に必要な身の回り品購入費(注8)
- ③ 被保険者が、第2条(1)の①または②のいずれかに該当し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次のア・またはイ・に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
- ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費
- イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊 費(注9)
- ④ 被保険者が第2条(1)の③から⑤のいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した次のア.からキ.に掲げる費用のうち、被保険者等が現実に支出した金額
- ア. 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用の うち、これらの活動に従事した者からの請求に基づ いて支払った費用
- イ. 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃。 ただし、救援者3名分を限度とし、被保険者が第2 条(1)の④イ. に該当した場合において、被保険 者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜 索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救 援者にかかる費用は含みません。
- ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設(注4)の客室料。ただし、救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。また、被保険者が第2条(1)の④イ.に該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。
- 工.治療を継続中の被保険者を現地から保険証券に記載された被保険者の住所またはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注5)。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃および上記①または③によりお支払いすべき費用はこの費用の額から搾除します。
- オ. 救援者の渡航手続費ならびに救援者または被保険 者が現地において支出した交通費、被保険者の入院 もしくは救援に必要な身の回り品購入費および国 際電話料等通信費等。ただし、20万円を限度とし、 上記②の費用は含みません。
- カ. 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用 等の遺体の処理費用。ただし、100 万円を限度と し、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体 の処理とは直接関係がない費用は含みません。
- キ. 死亡した被保険者を現地から保険証券に記載された被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用。ただし、被保険者の法定相続人が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担す

- ることを予定していた帰国のための運賃はこの費 用の額から控除します。
- (注1) 第2条(1) の①の場合には義手および義足の修理を含みます。
- (注2) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- (注3) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が 付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う 者を含みます。
- (注4)ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注5) 治療のため医師または職業看護師が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- (注6)被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。
- (注7) 合併症および続発症を含みます。
- (注8) 5万円を限度とします。
- (注9) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地 の属する国へ直接帰国するための交通費および宿 泊費を含みます。
- (2)第2条の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から本条(1)の①から④に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への治療・救援費用保険金の支払いを当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を支出したものとみなして本条(1)および第7条[当会社の責任限度額]から第9条[他の保険契約等がある場合の取扱い]の規定により算出した治療・救援費用保険金をその機関にお支払いします。
- (3) 本条(1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、 かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担 する費用相当額とします。また、この保険契約を締結し ていなければ発生しなかった費用を含みません。
- (4) 本条(1) の規定にかかわらず、第2条(1) の①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロブラクティック(Chiropractic)、鍼(Acupuncture)または炎(Moxa cautery)の施術者(注)による治療を要したことにより、被保険者が現実に支出した本条(1)の①から③の金額については、治療・救援費用保険金をお支払いしません。
- (注)治療を要した地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを許された者をいいます。

第4条 [保険金額の削減]

(1) 当会社は、被保険者が別表 2 に掲げる運動等を行っている間に第2条 [保険金をお支払いする場合](1)の①、③または④のいずれかに該当した場合で、ご契約者があらかじめ割増保険料(注)を払い込んでいないときは、次の算式によって算出した割合により保険証券に記載された治療・救援費用保険金額を削減します。

割合 = 領収した保険料 領収した保険料 保険期間を通じて別表2に掲げる 運動等を行う場合にご契約者が 払い込むべき割増保険料(注)

- (注) 別表 2 に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増 保険料をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者が山岳登はん(注1)を行っている間に高山病を発病し第2条(1)の②のア.からウ.のいずれかに該当した場合で、ご契約者があらかじめ割増保険料(注2)を払い込んでいないときは、次の算式によって算出した割合により治療・救援費用保険金額を削減します。



(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山 用具を使用するものをいいます。

(注2) 当会社所定の割増保険料をいいます。

(3)第7条[当会社の責任限度額](2)の規定により治療・救援費用保険金をお支払いする場合には、本条(1) および(2)の規定は被保険者が第2条(1)の①から⑤に該当したことにより発生したそれぞれの費用の算出についてのみ適用し、第7条(2)の治療・救援費用保険金を算出する場合の第7条(2)の治療・救援費用保険金額はこれを削減しません。

第5条 [保険金をお支払いできない場合 - その1]

- (1) 当会社は、次の①から⑩のいずれかに該当する事由によって被保険者が第2条 [保険金をお支払いする場合] (1)の①から⑤のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、治療・救援費用保険金をお支払いしません。
 - ① ご契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条(1)の⑤工.に該当した場合は、第3条[費用の範囲](1)の④に掲げる費用についてはこの規定を適用しません。
 - ② 治療・救援費用保険金を受け取るべき者(注2)の 故意または重大な過失。ただし、その者が第3条(1) の④に掲げる費用に対する治療・救援費用保険金の一 部の受取人である場合には、治療・救援費用保険金を お支払いしないのはその者が受け取るべき金額に限 ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、被保険者が第2条(1)の⑤工.に該当した場合は、第3条(1)の④に掲げる費用についてはこの規定を適用しません。
 - ④ 被保険者が次のア.からウ.のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで 自動車または原動機付自転車を運転している間。た

- だし、第2条(1)の⑤ア. に該当した場合は、第3条(1)の④に掲げる費用についてはこの規定を適用しません。
- イ. 酒に酔った状態(注4)で自動車または原動機付 自転車を運転している間。ただし、第2条(1)の ⑤ア. に該当した場合は、第3条(1)の④に掲げ る費用についてはこの規定を適用しません。
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ⑤ 当会社が治療・救援費用保険金をお支払いすべき傷害または疾病の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑥ 被保険者に対する刑の執行
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武 装反乱その他これらに類似の事変
- ⑧ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ 上記⑦もしくは⑧の事由に随伴して発生した事故 またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した 事故
- ⑩ 上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役 または法人の業務を執行するその他の機関をいい ます。
- (注2) 治療・救援費用保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4)アルコールの影響により正常な運転ができないお それがある状態をいいます。
- (注5)核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- (注6)核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂 生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、治療・救援費用保険金をお支払いしません。
- (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条[保険金をお支払いできない場合 - その2]

当会社は、被保険者が乗用具を用いて次の①から③に掲げるいずれかのことを行っている間に被った傷害により第2条 [保険金をお支払いする場合](1)の①に該当し第3条 [費用の範囲](1)の①から③に定めるの行為に対応する当会社所定の保険料を払い込んでいないときは、治療・救援費用保険金をお支払いしません。

- ① 競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習② 乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦
- ③ 上記①または②のことを行うことを目的とする場所におけるこれらのことに準ずる方法・態様による運転または操縦
- ただし、法令による許可を受けて、一般の通行を制限 し、道路を占有して行うことなく道路上で自動車または

原動機付自転車を用いて上記①から③に掲げるいずれ かのことを行っている間については、治療・救援費用保 険金をお支払いします。

第7条 [当会社の責任限度額]

- (1)当会社がお支払いすべき治療・救援費用保険金の額は、 第2条 [保険金をお支払いする場合] (1) の①から⑤ に規定する事由の発生1回(注)につき、治療・救援費 用保険金額をもって限度とします。
 - (注) その事由の原因が疾病である場合は、合併症および 続発症を含め1回と数えます。
- (2) 本条(1) の場合において、被保険者が次の①から③ のいずれかに該当したときは、当会社がお支払いすべき 治療・救援費用保険金の額は次の①から③に規定する事 由の発生1回につき、治療・救援費用保険金額をもって 限度とします。
 - ① 第2条(1)の①の傷害を直接の原因として、第2条(1)の③ア、または⑤ア、に該当した場合
 - ② 第2条(1)の②の疾病を直接の原因として、第2 条(1)の③イ.または⑤イ.もしくはウ.に該当した場合
 - ③ 第2条(1)の④に規定する行方不明、遭難または 事故を直接の原因として第2条(1)の①に該当した 場合

第8条「他の身体の障害または疾病の影響]

- (1)被保険者が傷害を被った時もしくは疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後もしくは疾病を発病した後にその原因となった事故もしくは疾病と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害または疾病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは ご契約者もしくは治療・救援費用保険金を受け取るべき 者が治療をさせなかったことにより傷害または疾病が 重大となった場合も、本条(1)と同様の方法でお支払 いします。

第9条 [他の保険契約等がある場合の取扱い]

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険 契約または共済契約の支払責任額(注)の合計額が、第 3条 [費用の範囲](1)の費用の額を超えるときは、 当会社は、次の①または②の額を治療・救援費用保険金 としてお支払いします。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額(注)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
- 第3条(1)の費用の額から、他の保険契約等から 支払われた保険金または共済金の合計額を差し引い た残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を 限度とします。
- (注)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第10条[保険料の返還または請求 - 職業または職務の変更 に関する通知義務の場合]

- (1) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が発生した時以降の期間(注2)に対し日割をもって計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
 - (注1) 普通保険約款第7条 [ご契約後に被保険者が職業または職務を変更した場合-通知義務その1](1)または(2)の変更の事実をいいます。以下本条において同様とします。
- (注2)ご契約者または被保険者の申出に基づく、普通保 険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が発 生した時以降の期間をいいます。
- (2) 当会社は、ご契約者が本条(1)の規定による追加保 険料を払い込まなかった場合(注)は、ご契約者に対す る書面による通知をもって、この保険契約を解除するこ とができます。
- (注) 当会社が、ご契約者に対し追加保険料を請求したに もかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった 場合に限ります。
- (3) 本条(1) の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実があった後に発生した第2条 [保険金をお支払いする場合](1)の①、③または④にかかる保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、治療・救援費用保険金額を削減します。
- (4)ご契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実があった後に発生した第2条(1)の①、③または④にかかる保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、治療・救援費用保険金額を削減します。
- (5) 本条(4)の規定は、当会社が、本条(4)の規定による治療・救援費用保険金額を削減してお支払いすべき事由の原因があることを知った時から治療・救援費用保険金額を削減してお支払いする旨の被保険者もしくは治療・救援費用保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (6) 本条(4) の規定は、職業または職務の変更の事実に 基づかずに発生した第2条(1)の①、③または④にか かる保険事故については適用しません。
- (7) 本条(4) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実が発生し、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注)保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8) 本条(7) の規定による解除が保険事故の発生した後 になされた場合であっても、普通保険約款第14条「保

険契約の解除または解約の効力]の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実が発生した時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、治療・救援費用保険金をお支払いしません。この場合において、既に治療・救援費用保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(9)第7条[当会社の責任限度額](2)の規定により治療・救援費用保険金をお支払いする場合には、本条(3) および(4)の規定は被保険者が第2条(1)の①、③または④に該当したことにより発生したそれぞれの費用の算出についてのみ適用し、第7条(2)の治療・救援費用保険金を算出する場合の第7条(2)の治療・救援費用保険金額はごれを削減しません。

第11条 [被保険者による特約の解約請求]

- (1)被保険者がご契約者以外の者である場合には、その被保険者は、ご契約者との間に別段の合意があるときを除き、ご契約者に対しこの特約を解約(注)することを求めることができます。
 - (注)解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。 以下本条において同様とします。
- (2) ご契約者は、本条(1)に規定する解約請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約を解約しなければなりません。

第12条 [保険料の返還 - 解除または解約の場合]

- (1) 第10条 [保険料の返還または請求-職業または職務の変更に関する通知義務の場合](2) または(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第 11 条 [被保険者による特約の解約請求] (2) の 規定により、ご契約者がこの特約を解約(注)した場合 には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険 料を差し引いて、その残額を返還します。
- (注) 解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。

第13条[事故発生時の義務等]

- (1) 保険事故が発生した場合は、ご契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次の①または②に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ① 第2条 [保険金をお支払いする場合] (1) の①、②、③または⑤の場合は、保険事故発生の状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過
 - ② 第2条(1)の④の場合は、行方不明もしくは遭難 または第2条(1)の④の事故発生の状況
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、ご契約者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

- (3) 本条(1) および(2) の場合において、ご契約者、 被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者 は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、 遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払 いを受けた場合には、その事実を含みます。
- (4) ご契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、本条(1)から(3)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) ご契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)、(2)、(3) もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて治療・救援費用保険金をお支払いします。

第14条 [保険金のご請求]

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求 権は、次の①から③に掲げる時から、それぞれ発生し、 これを行使することができるものとします。
 - ① 第2条 [保険金をお支払いする場合] (1) の①の場合は、被保険者が医師の治療を要しなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ② 第2条(1)の②の場合は、被保険者が医師の治療を要しなくなった時または医師の治療を開始した日(注)からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 第2条(1)の③から⑤のいずれかの場合は、被保 険者等が費用を負担した時
- (注)合併症および続発症の場合はその原因となった疾病 の治療を開始した日をいいます。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類(注)は、別表3に掲げる書類とします。
- (注)第3条 [費用の範囲](2)の規定により被保険者等が当会社と提携する機関への治療・救援費用保険金の支払いを当会社に求める場合の書類を含みます。

第15条[当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求]

- (1) 当会社は、第13条 [事故発生時の義務等] の規定による通知または第14条 [保険金のご請求] および普通保険約款第19条 [保険金のご請求] の規定による請求を受けた場合は、傷害、疾病の程度の認定その他治療・救援費用保険金のお支払いにあたり必要な限度において、ご契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1) の規定による診断または死体の検案のために要した費用(注)は、当会社が負担します。

(注)収入の喪失を含みません。

第16条 [代位]

(1) 第2条 [保険金をお支払いする場合](1) の①から ⑤の費用が発生したことにより被保険者等または被保 険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して治療・救援費用保険金をお支払いしたときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を治療・救援費用保険金として お支払いした場合

被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した た債権の全額

- ② 上記①以外の場合
- 被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した債権の額から、治療・救援費用保険金をお支払いしていない費用の額を差し引いた額
- (2) 本条(1) の②の場合において、当会社に移転せずに 被保険者等または被保険者の法定相続人が引き続き有 する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済 されるものとします。
- (3) ご契約者、被保険者および治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する本条(1)または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条[普通保険約款の読み替え]

この特約第2条 [保険金をお支払いする場合] (1) の②については、普通保険約款第5条 [補償される期間-保険期間] (5) の②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に発生した保険事故」とあるのを「責任期間開始前または責任期間終了後72時間を経過した後に発生した保険事故」と読み替えて適用します。

第18条「準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

別表 1 第 2 条 [保険金をお支払いする場合](1)の②の 感染症

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダ二媒介性脳炎、腸チフス、リフトパレー熱、レブトスピラ症

別表2 第4条 [保険金額の削減](1)の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、 ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククラ イミング、フリークライミングをいいます。
- (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。
- (注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。
- (注4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表3 (第14条 [保険金のご請求] 関係)

保	険 金	請	求	書	類		
	打	是出書	類				
(1)当会社所定	この保険金	全請求	書				
(2)保険証券							
(3)当会社所定	三の傷害者	犬況朝	告書	1			
(4)公の機関	(注1) (の事故	延明	書			
(5)傷害の程度	を証明	する医	師の	診断	i書		
(6)責任期間中	もしくに	は責任	期間	終了	後 72	2 時間	以内に

- (6) 責任期間中もしくは責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期、または責任期間中に感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書
- (7)被保険者が第2条[保険金をお支払いする場合](1)の③から⑤のいずれかに該当したことを証明する書類
- (8)治療・救援費用保険金の支払いを受けようとする第 3条 [費用の範囲] (1) の①から④に掲げる費用の それぞれについて、その費用の支出明細書およびその 支出を証明する書類または当会社と提携する機関か らのその費用の請求書
- (9)被保険者の印鑑証明書
- (10) 死亡診断書または死体検案書
- (11) 被保険者の戸籍謄本
- (12) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
- (13) 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- (14) その他当会社が普通保険約款第20条[保険金のお支払い](1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注2)治療・救援費用保険金の請求を第三者に委任する 場合に必要とします。

個人賠償責任補償特約

<用語のご説明 – 定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義 によります。

(50 音順)

用語	定義
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいま す。
損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの 定義は次の①から③によります。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を 失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいい ます。
	③ 汚損とは、財物が汚れることまたは 傷むことによりその客観的な経済的 価値を減じられることをいいます。
損害賠償請求権者	事故により被保険者に対して損害賠償を請求できる者で、次の①または②の者をいいます。 ① 他人(注)の財物の損壊に対する第2条[保険金をお支払いする場合]の事故の場合は、被害を受けた財物の所有者等をいいます。 ② 他人(注)の身体の障害に対する第2条の事故の場合は、その事故の直接の被害者をいい、被害者が死亡したときは被害者の法定相続人等をいいます。 (注)被保険者以外の者をいいます。以下このご説明において同様とします。
保険事故	この特約においては、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった第2条[保険金をお支払いする場合]の事故をいいます。
被害者	事故により被害を受けた他人をいいます。
法律上の損 害賠償責任	民法等法律に基づく損害賠償責任をいい ます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [保険金をお支払いする場合]

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に発生した偶然な事故により、他人(注)の身体の障害または他人(注)の財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、個人賠償責任保険金をお支払いします。
- (注)被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。
- (2) 本条(1) の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者等(注)を被保険者とします。ただし、当会社が個人賠償責任保険金をお支払いするのは、その責任無能力者が旅行行程中に発生した偶然な事故により

他人に加えた身体の障害または財物の損壊もしくは紛失について、親権者等(注)が法律上の損害賠償責任を 負担することによって被った損害に限ります。

(注) 親権者またはその他の法定監督義務者をいいます。

第3条「保険金をお支払いできない場合 – その1]

当会社は、次の①から⑤に掲げる事由のいずれかによって発生した損害に対しては、個人賠償責任保険金をお支払いしません。

- ① ご契約者(注1)または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武 装反乱その他これらに類似の事変
- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ 上記②もしくは③の事由に随伴して発生した事故 またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した 事故
- ⑤ 上記③以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2)核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- (注3)核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂 牛成物を含みます。

第4条[保険金をお支払いできない場合 - その2]

当会社は、被保険者が次の①から②に掲げる損害賠償 責任のいずれかを負担することによって被った損害に 対しては、個人賠償責任保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使 用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に 従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。 ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定を適用しません。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族(注1)および旅行行程を 同じくする親族に対する損害賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊も しくは紛失について、その財物について正当な権利を 有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次 のア. からウ. に掲げる損害については、この規定を 適用しません。
- ア. 被保険者が滞在する宿泊施設(注2)の客室(注3)に与えた損害
- イ.建物またはマンションの戸室全体を賃借している 場合以外において、被保険者が滞在する居住施設内 の部屋(注4)に与えた損害
- ウ. 賃貸業者からご契約者または被保険者が直接借り 入れた旅行用品または生活用品に与えた損害
- ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 9 被保険者または被保険者の指図による暴行または

殴打に起因する損害賠償責任

- ⑩ 航空機、船舶(注5)、車両(注6)、銃器(注7) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ① 汚染物質(注8)の排出、流出、溢出(注9)または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、溢出(注9)または漏出が不測かつ突発的なものである場合は、この規定を適用しません。
- ② 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償 責任
- (注1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
- (注2)ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注3)客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティ ボックスのキーおよびルームキーを含みます。
- (注4) 部屋内の動産を含みます。
- (注5) 原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上 オートバイを含みません。
- (注6)原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを含みません。
- (注7) 空気銃を含みません。
- (注8) 固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物等を含みます。なお、廃棄物には再生利用のための物質を含みます。
- (注9) 水が溢れることをいいます。

第5条 [お支払いする保険金の範囲]

第2条[保険金をお支払いする場合]の損害に対して、 当会社が被保険者にお支払いする個人賠償責任保険金 の範囲は、次の①および②に掲げるものとします。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金(注)
- ② 被保険者が負担した次のア.からカ.に掲げる費用 ア.損害防止軽減費用

被保険者が第8条 [事故発生時の義務等] (1) の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益な費用

イ. 求償権保全行使費用

被保険者が第8条(1)の④に規定する他人に対する求償権の保全または行使に要した必要または 有益な費用

ウ、緊急措置費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に 損害賠償責任がないと判明した場合の次の(ア)または(イ)に掲げる費用

- (ア)被保険者が被害者のために支出した応急手当、 護送、その他緊急措置に要した費用
- (イ)あらかじめ当会社の書面による同意を得て支 出した費用
- T. 示談交渉費用

損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社 の書面による同意を得て支出した示談交渉に要し た費用

才, 示談協力費用

第9条 [当会社による解決] (1) の規定に基づき当会社が損害賠償請求の解決に当たる場合において、その協力のために被保険者が支出した費用

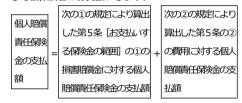
力. 争訟費用

損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停もしくは仲裁に要した費用または弁護士報酬

(注) 損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。また、損害賠償金を支払うことにより被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額を損害賠償金から差し引きます。

第6条 [お支払いする保険金の計算]

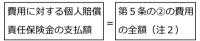
当会社は、被保険者が第2条[保険金をお支払いする場合]の損害を被った場合には、1回の保険事故につき、次の算式によって算出した額を個人賠償責任保険金として被保険者にお支払いします。



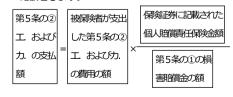
① 損害賠償金に対する個人賠償責任保険金は、第5条の①の損害賠償金が自己負担額(注1)を超える場合に、損害賠償金に対する個人賠償責任保険金をお支払いするものとし、お支払いする額は次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券に記載された個人賠償責任保険金額をもって限度とします。



② 第5条の②の費用に対する個人賠償責任保険金は次の算式によって算出した額とします。



- (注1) 1回の事故につき、この特約の自己負担額として 保険証券に記載された額をいいます。以下同様とし ます。
- (注2)上記①の規定により算出した支払額が、保険証券に記載された個人賠償責任保険金額を超える場合には、第5条の②の費用のうちエ. およびカ. の費用は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。



第7条 [他の保険契約等がある場合の取扱い]

(1)他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、こ

- の保険契約によりお支払いすべき個人賠償責任保険金の額をお支払いします。
- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額(注)から差し引いた額に対してのみ個人賠償責任保険金をお支払いします。
- (注) それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の 適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を 差し引いた額とします。なお、他の保険契約等では保 険証券に免責金額と記載されている場合があります。

第8条 [事故発生時の義務等]

- (1) ご契約者、被保険者または個人賠償責任保険金を受け 取るべき者は、保険事故が発生したことを知った場合に は、次の①から®に掲げる義務を履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 保険事故発生の通知 保険事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞 なく当会社に通知すること。
 - ③ 保険事故内容の通知

次に掲げるア.からウ.の事項を遅滞なく、書面により当会社に通知すること。

- ア. 保険事故の状況、被害者の氏名(名称)および住 所
- イ. 保険事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の氏名(名称) および住所
- ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 求償権の保全等

他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。

⑤ 責任の無断承認の禁止

損害賠償の請求を受けた場合には、被害者に対する 応急手当または護送その他の緊急措置を講じるとき を除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全 部または一部を承認しないこと。

⑥ 訴訟の通知

損害賠償の請求についての訴訟を提起した場合、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ 他の保険契約等の通知

他の保険契約等の有無および内容(注2)について、 遅滞なく当会社に通知すること。

⑧ 書類の提出等

上記①から⑦のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

- (注1)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間 の求償を含みます。以下本条において同様とします。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支 払いを受けた場合には、その事実を含みます。
- (2)ご契約者、被保険者または個人賠償責任保険金を受け

取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の①から®の義務に違反した場合は、当会社は、次の①から④の金額を差し引いて個人賠償責任保険金をお支払いします。

- ① 本条(1)の①の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 本条(1)の②、③、⑥、⑦または®の義務に違反 した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 本条(1)の④の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 本条(1)の⑤の義務に違反した場合は、損害賠償 責任がないと認められる額
- (3) ご契約者、被保険者または個人賠償責任保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の③もしくは®の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて個人賠償責任保険金をお支払いします。

第9条 [当会社による解決]

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって 自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当た ることができます。
- (2) 本条(1) の場合には、被保険者は、当会社の求めに 応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりま せん。
- (3)被保険者が、正当な理由がなく本条(2)の規定による協力に応じない場合は、本条(1)の規定は適用しません。

第10条[先取特権]

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者がこの特約に基づき個 人賠償責任保険金を請求する権利(注)について先取特 権を有します。
- (注) 第5条 [お支払いする保険金の範囲] の②の費用に 対する個人賠償責任保険金の請求を除きます。以下本 条において同様とします。
- (2)当会社は、次の①から④のいずれかに該当する場合に、 個人賠償責任保険金をお支払いします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の 賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の 賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から 直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の 賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先 取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害 賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の 賠償をする前に、当会社が被保険者に個人賠償責任保 険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したこ とにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) この特約に基づき個人賠償責任保険金を請求する権利 は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲り渡し、質権の 目的とし、または本条(2)の③の場合を除いて差し押

さえることができません。ただし、本条(2)の①また は④の規定により被保険者が当会社に対して個人賠償 責任保険金の支払いを請求することができる場合を除 きます。

第11条「保険金のご請求]

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求 権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法 律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償 請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の 和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発 生し、これを行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる 書類とします。

第 12 条 「代位]

- (1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権 その他の債権(注)を取得した場合において、当会社が その損害に対して個人賠償責任保険金をお支払いした ときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転 するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を個人賠償責任保険金と してお支払いした場合
 - 被保険者が取得した債権の全額
 - ② 上記①以外の場合
 - 被保険者が取得した債権の額から、個人賠償責任保 険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額
- (注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の 求償権を含みます。
- (2) 本条(1) の②の場合において、当会社に移転せずに 被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債 権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)ご契約者、被保険者および個人賠償責任保険金を受け 取るべき者は、当会社が取得する本条(1)または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が 必要とする証拠および書類の入手に協力しなければな りません。この場合において、当会社に協力するために 必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条「準用規定]

ことを示す書類

この特約に定めのない事項については、この特約の趣 旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規 定を準用します。

別表 (第11条 [保険金のご請求] 関係)

	保	険	金	請	求	書	類			
			提	出書	類					
(1)当会社	土所定	で (険金	請求	書					
(2)保険記	正券									
(3)当会社	所定	の事	故状	況報	告書	また	は公の)機関	が発行	
する事	汝証明	書								
(4)被保険	者が	損害	賠償	請求	権者	に対	して負	担す	る法律	
上の損害	害賠償	責責任	Eの客	頁を表	ます き	示談	書およ	び損	害賠償	

金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があった

- (5)身体の障害に対し法律上の損害賠償責任を負担する ことによって損害を被った場合は、次の①から③に掲 げる書類
 - ① 被害者が死亡した場合は、死亡診断書、逸失利益 の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸
 - ② 被害者に後遺障害が発生した場合は、後遺障害診 断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額 を示す書類
 - ③ 被害者が傷害を被った場合は、診断書、治療等に 要した費用の領収書および休業損害の額を示す書
- (6)財物の損壊に対し法律上の損害賠償責任を負担する ことによって損害を被った場合は、被害が発生した物 の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積 書(注1)および被害が発生した物の写真(注2)
- (7)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明
- (8) その他当会社が普通保険約款第20条「保険金のお 支払い](1)に定める必要な事項の確認を行うため に欠くことのできない書類または証拠として保険契 約締結の際に当会社が交付する書面等において定め
- (注1) 既に支払いがなされた場合はその領収書とします。 (注2)画像データを含みます。
- (注3)個人賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場 合に必要とします。

携行品損害補償特約

<用語のご説明 - 定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義 によります。

(50 音順)

	(30 日順)
用語	定義
修理費	損害が発生した地および時における保険の
	対象を損害発生直前の状態に復旧するため
	に必要な修理費をいいます。
	(注) 事故発生時点における一般的な修理技
	法により、外観上、機能上に照らし原状
	回復したと認められる程度に復旧する
	ために必要な修理費用とし、価額の下落
	(格落損)は含みません。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたこの特約の保険金額
	で、当会社がお支払いする保険金の限度額を
	いいます。
保険事故	この特約においては、保険の対象の損害の原
	因となった第3条 [保険金をお支払いする場
	合] の事故をいいます。
身の回り	被保険者が所有する、日常生活において職務
品	の遂行以外の目的で使用する動産をいいま
	す。なお、旅行行程開始前に被保険者がその
	旅行のために他人(注)から無償で借りた物
	を含みます。
	(注) 被保険者以外の者をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載さ れている場合に適用されます。

第2条「保険の対象およびその範囲]

- (1)保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行している 身の回り品に限ります。
- (2) 本条(1) の身の回り品が居住施設内(注) にある間 は、保険の対象に含まれません。
- (注) 居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、 集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内を
- (3) 本条(1) の規定にかかわらず、次の①から⑨に掲げ る物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 通貨、小切手、株券、手形、定期券、その他の有価 証券 (注1)、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 預金証書または貯金証書(注2)、クレジットカー ド、運転免許証(注3)その他これらに類する物(注 4)
- ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物
- ④ 船舶(注5)、自動車、原動機付自転車およびこれ らの付属品
- ⑤ 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間 のその運動等のための用具およびウインドサーフィ ン、サーフィンその他これらに類する運動を行うため の用具
- ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類す
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用 される設備もしくは什器等
- ⑨ その他保険証券に保険の対象に含まない旨記載さ わた物
- (注1)鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、 観光券および旅行券(以下「乗車券等」といいます。) については、保険の対象に含まれます。
- (注2) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
- (注3)自動車または原動機付自転車の運転免許証につい ては保険の対象に含まれます。
- (注4) パスポートについては保険の対象に含まれます。 (注5)ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第3条 [保険金をお支払いする場合]

当会社は、被保険者が旅行行程中に発生した偶然な 事故によって保険の対象について被った損害に対して、 この特約および普通保険約款の規定に従い携行品損害 保険金をお支払いします。

第4条 [保険金をお支払いできない場合]

当会社は、次の①から⑮のいずれかに該当する事由 によって発生した損害に対しては、携行品損害保険金を お支払いしません。

- ① ご契約者(注1)または被保険者の故意または重大 な過失
- ② 携行品損害保険金を受け取るべき者(注2)の故意 または重大な過失
- ③ 被保険者が次のア、からウ、のいずれかに該当する

間に発生した事故

- ア、法令に定められた運転資格(注3)を持たないで 自動車または原動機付自転車を運転している間
- イ. 酒に酔った状態(注4)で自動車または原動機付 自転車を運転している間
- ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影 響により正常な運転ができないおそれがある状態 で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武 装反乱その他これらに類似の事**変**
- ⑤ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)に よって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他 の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 上記④もしくは⑤の事由に随伴して発生した事故 またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した
- ⑦ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- (8) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公 権力の行使。ただし、次のア、またはイ、のいずれ かに該当する場合はこの規定を適用しません。
- ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされ
- イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等におけ る安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
- 9 保険の対象の欠陥。ただし、ご契約者、被保険者ま たはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者 が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠 陥によって発生した損害については、この規定を適 用しません。
- ⑩ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、か び、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食 い等
- ④ 保険の対象のすり傷、かき傷または塗料のはがれ落 ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能 に支障をきたさない損害
- ② 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果と して他の保険の対象に発生した損害については、こ の規定を適用しません。
- ③ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- (4) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の 電気的事故または機械的事故。ただし、偶然な外来 の事故に起因しない保険の対象の電気的事故または 機械的事故によって発生した火災による損害につい ては、この規定を適用しません。
- ⑤ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方 法により情報を記録しておくことができる物または 機器に記録された情報のみに発生した損害
- (注1) ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役 または法人の業務を執行するその他の機関をいいま
- (注2) 携行品損害保険金を受け取るべき者が法人である 場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行 するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4)アルコールの影響により正常な運転ができないお それがある状態をいいます。
- (注5)核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- (注6)核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂

生成物を含みます。

第5条 [損害の額の決定]

- (1) 当会社が携行品損害保険金としてお支払いすべき損害 の額は、保険価額によって定めます。
- (2)保険の対象の損傷を修理することができる場合においては、修理費をもって損害の額とします。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条(1) および(2) の規定によって損害の額を決定します。
- (4) 第8条 [事故発生時の義務等] (4) の費用をご契約 者または被保険者が負担した場合は、その費用および本 条(1)から(3)の規定によって計算された額の合計 額を掲書の額とします。
- (5) 本条(1) から(4) の規定によって計算された損害 の額が、その損害が発生した保険の対象の保険価額を超 える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。
- (6) 本条(1) から(5) の規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に被保険者が支出した費用およびご契約者または被保険者が負担した第8条(4)の費用の合計額を損害の額とします。
- (7) 本条(1) から(5) の規定にかかわらず、保険の対象がパスポートの場合には、次の①および②に掲げる費用を損害の額とします。ただし、1回の保険事故について5万円を限度とします。
 - ① パスポートの再取得費用

保険事故の結果パスポートの発給申請を行う場合 には、再取得に要した次のア.からウ.に掲げる費 用

- ア. 保険事故の発生した地からパスポート発給地(注 1) へ赴く被保険者の交通費
- イ. 領事官に納付した再発給手数料および電信料
- ウ. パスポート発給地(注1)における被保険者の 宿泊施設(注2)の客室料
- ② 渡航書の取得費用

保険事故の結果パスポートの発給申請に替えて渡 航書の発給を申請する場合には、取得に要した次の ア. からウ. に掲げる費用

- ア. 保険事故の発生した地から渡航書発給地(注3) へ赴く被保険者の交通費
- イ. 領事官に納付した発給手数料
- ウ. 渡航書発給地(注3)における被保険者の宿泊 施設(注2)の客室料
- (注1) 発給申請を行う最寄りの在外公館所在地を いいます。
- (注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住用施設を 除きます。
- (注3) 発給申請を行う最寄りの在外公館所在地を いいます。
- (8) 本条(1) から(5) の規定にかかわらず、保険の対象が自動車または原動機付自転車の運転免許証の場合には、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害の額とします。
- (9)保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害

の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。

第6条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 当会社がお支払いする携行品損害保険金の額は、1回の保険事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。



- (注) 1回の事故につき、この特約の自己負担額として保 険証券に記載された額をいいます。
- (2) 本条(1) ただし書の規定にかかわらず、盗難、強盗 および航空会社等寄託手荷物の不着により保険の対象 に被った損害に対してお支払いすべき携行品損害保険 金は、保険証券に記載された盗難等限度額または保険金 額のいずれか低い額をもって、保険期間中のお支払いの 限度とします。
- (3) 携行品損害保険金のお支払いの対象となる保険の対象 が保険証券に記載された物の場合には、その損害の全部 または一部に対して、代品の交付をもって携行品損害保 険金のお支払いに代えることができます。

第7条 [他の保険契約等がある場合の取扱い]

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険 契約または共済契約の支払責任額(注1)の合計額が、 第5条[損害の額の決定]の規定による損害の額(注2) を超えるときは、当会社は、次の①または②の額を携行 品損害保険金としてお支払いします。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額(注1)

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第5条の規定による損害の額(注2)から、他の 保険契約等から支払われた保険金または共済金の合 計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払 責任額(注1)を限度とします。

- (注1)他の保険契約等がないものとして算出した支払 うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2)それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。なお、他の保険契約等では保険証券に免責金額と記載されている場合があります。

第8条 [事故発生時の義務等]

- (1) ご契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者は、保険の対象について第3条 [保険金をお支払いする場合]の損害が発生したことを知った場合には、次の①から⑦の義務を履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 事故発生の通知

事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく 当会社に通知すること。

③ 事故内容の通知

次に掲げるア. およびイ. の事項を遅滞なく、書面により当会社に通知すること。

ア. 事故の状況、損害の程度

イ. 事故発生の日時、場所または状況について、 証人となる者がある場合は、その者の氏名(名 称) および住所

④ 盗難の届出

損害が盗難によって発生した場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合には警察署への届出のほかにその運輸機関(注1)または発行者への届出を遅滞なく行うこと。

⑤ 求償権の保全等

他人(注2)に損害賠償の請求(注3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。

⑥ 他の保険契約等の通知 他の保険契約等の有無および内容(注4)について 遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ 書類の提出等

上記①から⑥のほか、当会社が特に必要とする書類 または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、 これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調 査に協力すること。

- (注1) 宿泊券の場合は、その宿泊施設をいいます。
- (注2)被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。
- (注3)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間 の求償を含みます。以下本条において同様とします。
- (注4) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) ご契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)の①から⑦の義務に違反した場合は、当会社は、次の①から③に掲げる金額を差し引いて保険金をお支払いします。
 - ① 本条(1)の①の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の
 - ② 本条(1)の②、③、④、⑥または⑦の義務に違反 した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 本条(1)の⑤の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- (3) ご契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の③、④もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
- (4) 当会社は、次の①および②に掲げる費用をお支払いし ます
 - ① 本条(1)の①の損害の発生または拡大を防止する ために要した必要または有益な費用
- ② 本条(1)の⑤の手続きのために必要な費用

第9条 「保険金のご請求]

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求 権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを 行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とします。

第10条 [被害物の調査]

保険の対象について損害が発生した場合は、当会社は、 保険の対象および損害の調査と関連して必要となる事 項を調査することができます。

第11条「残存物および盗難品の所有権について]

当会社が携行品損害保険金をお支払いした場合は、 保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社が 所有権を取得する旨の意思を表示した場合を除き、被保 険者が有するものとします。

第 12 条 [代位]

- (1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権 その他の債権を取得した場合において、当会社がその損 害に対して携行品損害保険金をお支払いしたときは、そ の債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、 次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を携行品損害保険金としてお支払いした場合

被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、携行品損害保 険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

- (2) 本条(1) の②の場合において、当会社に移転せずに 被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債 権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) ご契約者、被保険者および携行品損害保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する本条(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条 [準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の 趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約 の規定を準用します。

別表 1 第2条 [保険の対象およびその範囲](3)の⑤の 運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、 ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロックク ライミング、フリークライミングをいいます。
- (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

- (注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。
- (注4)超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2(第9条「保険金のご請求]関係)

保险金請求書類

N N = 11 3 = 10
提出書類
(1) 当会社所定の保険金請求書
(2)保険証券
(3) 当会社所定の事故状況報告書

- (4) 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明 書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗 難届出証明書に限ります。
- (5) 保険の対象の損害の程度を証明する書類
- (6)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明 書(注)
- (7) その他当会社が普通保険約款第20条 [保険金のお支払い](1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 携行品損害保険金の請求を第三者に委任する場合に 必要とします。

旅行中の事故による緊急費用補償特約

〈用語のご説明-定義〉

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義 によります。

(50 音順)

	(50 音順)
用語	定義
乗用具	自動車または原動機付自転車、モーターボ
	ート(注)、ゴーカート、スノーモービル
	その他これらに類するものをいいます。
	(注) 水上オートバイを含みます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいま
	す。
着陸地変更	予定されていた到着地とは別の地に着陸
	することをいいます。
渡航手続費	旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいい
	ます。
保険事故	この特約においては、被保険者が費用を負
	担する原因となった予期せぬ偶然な事故
	の発生をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [保険金をお支払いする場合]

(1) 当会社は、被保険者が責任期間中に発生した予期せぬ

- 偶然な事故の直接の結果として、責任期間中に負担を余 儀なくされた費用に対し、この特約および普通保険約款 の規定に従い、旅行事故緊急費用保険金を被保険者にお 支払いします。
- (2) 本条(1)の「予期せぬ偶然な事故」は、公の機関、 交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者(注)に よりその発生の証明がなされるものに限ります。
- (注)海外において地上手配業務を業とするツアーオペレ ーターを含みます。
- (3)当会社がこの保険契約に基づいてお支払いすべき旅行事故緊急費用保険金の額は、第3条 [旅行事故緊急費用の範囲](1)の①から⑥の費用については保険期間を通じ保険証券に記載された旅行事故緊急費用保険金額を、第3条(1)の⑦の費用については保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額の2倍を限度とします。

第3条 [旅行事故緊急費用の範囲]

- (1) 第2条 [保険金をお支払いする場合] (1) の費用とは、次の①から⑦に掲げるものをいいます。ただし、この保険契約に付帯された他の特約において保険金支払いの対象となる費用の額を除きます。また、本条①から⑤の費用をお支払いする場合には、負担を予定していた金額を、本条①から③の費用をお支払いする場合には本条⑥によりお支払いすべき金額および被保険者が払戻しを受けた金額をそれぞれ控除します。
 - ① 交通費
 - ② 宿泊施設(注1)の客室料
 - ③ 被保険者が、次のア. またはイ. のいずれかの事由により、出発地(注2)または乗継地において、代替機(注3)が利用可能となるまでの間に負担した食事代(注4)
 - ア. 次の(ア) または(イ) のいずれかの事由により、 その航空機の出発予定時刻(注5)から6時間以内 に代替機(注6)を利用できなかったこと。
 - (ア)被保険者が搭乗する予定であった航空機について発生した、出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能(注7)
 - (イ)被保険者が搭乗した航空機について発生した 着陸地変更
 - イ. 到着機(注8)の遅延(注9)によって、乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定であった航空機に搭乗することができず、到着機(注8)の到着時刻から6時間以内に代替機(注3)を利用できなかったこと。
 - ④ 国際電話料等通信費
 - ⑤ 渡航手続費
 - ⑥ 被保険者が渡航先において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかったサービスについて、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスの提供または手配を行う機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用
 - ⑦ 航空機(注10)への搭乗時に被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物(注11)が、その航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に運搬されなかったために、被保険者がその目的地において負担した身の回り品の購入費用(注12)。ただし、

航空機(注10)がその目的地に到着してから96時間 以内に負担した費用に限ります。

- (注1)ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。 以下同様とします。
- (注2) 着陸地変更により着陸した地を含みます。
- (注3)代替となる他の航空機をいいます。
- (注4)保険期間を通じ保険金額の10%を限度とします。
- (注5)着陸地変更が発生した場合には着陸した時刻をい
- (注6)代替となる他の航空機をいい、(イ)の場合には、 着陸地変更したその航空機を含みます。
- (注7) 航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による 搭乗不能をいいます。
- (注8)乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をい います。
- (注9) 次のア. からウ. のいずれかにより、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。以下本条において同様とします。
 - ア. 被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休
 - イ. 被保険者が搭乗する予定であった航空機のその航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能
 - ウ. 被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更
- (注 10) 定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。
- (注11)旅行行程中に携行する身の回り品に限ります。
- (注 12) 身の回り品の貸与を受けた場合の費用を含みます。
- (2)被保険者が負担した本条(1)の費用が、社会通念上 妥当な金額、または、保険事故と同等のその他の事故に 対して通常負担する費用相当額を超える場合には、当会 社はその超過額に対しては旅行事故緊急費用保険金を お支払いしません。

第4条 [保険金をお支払いできない場合 - その1]

- (1) 当会社は、次の①から⑬のいずれかに該当する事由に よって発生した費用に対しては、旅行事故緊急費用保険 金をお支払いしません。
 - ① ご契約者(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者(注2) の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ④ 被保険者が次のア.からウ.のいずれかに該当する
 - ④ 被保険者が次のア.からウ.のいずれかに該当する 間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで 自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態 (注4) で自動車または原動機付 自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武 装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)に

- よって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ・上記⑥から⑧の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑩ 上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休
- ② 妊娠、出産、早産、流産もしくはこれらに起因する 疾病の発病
- ③ 歯科疾病の発病または症状の悪化
- (注1) ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役 または法人の業務を執行するその他の機関をいい ます
- (注2)旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者が法人 である場合は、その理事、取締役または法人の業務 を執行するその他機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) アルコールの影響により正常な運転ができないお それがある状態をいいます。
- (注5) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- (注6)核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂 生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、旅行事故緊急費用保険金をお支払いしません。
- (注) いわゆる「かちうち症」をいいます。

第5条[保険金をお支払いできない場合 - その2]

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に被った傷害によって負担した費用に対しては、旅行事故緊急費用保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が乗用具を用いて次のア.からウ.に掲げるいずれかのことを行っている間
- ア. 競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習
- イ. 乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦
- ウ、上記ア、またはイ、のことを行うことを目的とする場所におけるこれらのことに準ずる方法・態様による運転または操縦

ただし、法令による許可を受けて、一般の通行を制限 し、道路を占有して行うことなく道路上で自動車または 原動機付自転車を用いて上記ア.からウ. に掲げるいず れかのことを行っている間については、旅行事故緊急費 用保険金をお支払いします。

第6条[保険金をお支払いできない場合 - その3]

当会社は、普通保険約款第5条[補償される期間-保険期間](5)のほか、保険料領収前または責任期間開始前に原因の発生した保険事故に対しても、旅行事故緊急費用保険金をお支払いしません。

第7条 [事故発生時の義務等]

(1)ご契約者、被保険者または旅行事故緊急費用保険金を

受け取るべき者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から③に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 保険事故発生の日時、場所、費用発生の状況を、保 険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当 会社に通知すること。この場合において、当会社が書 面による通知または説明を求めたときは、これに応じ なければなりません。
- ② 第2条 [保険金をお支払いする場合](1)の費用の発生および拡大の防止に努めること。
- ③ 他人(注1)に損害賠償の請求(注2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをすること。
- (注1)被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。
- (注2) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間 の求償を含みます。以下本条において同様とします。
- (2) ご契約者、被保険者または旅行事故緊急費用保険金を 受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容 (注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなり ません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。
- (3) ご契約者、被保険者または旅行事故緊急費用保険金を 受け取るべき者は、本条(1) および(2) のほか、当 会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求 めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が 行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) ご契約者、被保険者または旅行事故緊急費用保険金を 受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)、(2)ま たは(3)の規定に違反した場合は、当会社は、次の① から③に掲げる金額を差し引いて旅行事故緊急費用保 険金をお支払いします。
 - ① 本条(1)の①、(2)または(3)の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② 本条(1)の②の規定に違反した場合は、発生また は拡大を防止することができたと認められる損害の 額
 - ③ 本条(1)の③の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- (5)ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 正当な理由がなく本条(1)の①、(2)もしくは(3) の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしく は証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、 それによって当会社が被った損害の額を差し引いて旅 行事故緊急費用保険金をお支払いします。
- (6) 当会社は、次の①および②に掲げる費用をお支払いします.
 - ① 本条(1)の②の費用の発生または拡大を防止する ために要した必要または有益な費用
 - ② 本条(1)の③の手続きのために必要な費用

第8条 [保険金のご請求]

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求 権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを 行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とします。

第9条「他の保険契約等がある場合の保険金の取扱い]

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険 契約または共済契約の支払責任額(注1)の合計額が、 支払限度額(注2)を超えるときは、当会社は、次の① または②の額を旅行事故緊急費用保険金としてお支払

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額(注1)

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額(注2)から、他の保険契約等から支払 われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残 額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限 度とします。

- (注1)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) この保険契約および他の保険契約等の支払責任額 のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。

第10条[代位]

- (1) 第3条 [旅行事故緊急費用の範囲] の費用が発生したことにより被保険者または被保険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して旅行事故緊急費用保険金をお支払いしたときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の全額を旅行事故緊急費用保険金と してお支払いした場合

被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、旅行事故緊急費 用保険金をお支払いしていない費用の額を差し引い た額

- (2) 本条(1) の②の場合において、当会社に移転せずに 被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債 権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) ご契約者、被保険者および旅行事故緊急費用保険金を 受け取るべき者は、当会社が取得する本条(1) または (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会 社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなけれ ばなりません。この場合において、当会社に協力するた めに必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条 [普通保険約款の読み替え]

この特約については、普通保険約款第6条[ご契約時に告知いただく事項-告知義務](3)の③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「保険事故またはその原因が発生する前に」と読み替えて適用します。

第12条「準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

別表1 第5条 [保険金をお支払いできない場合 – その2] の①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、 ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククラ イミング、フリークライミングをいいます。
- (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。
- (注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。
- (注4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2(第8条[保険金のご請求]関係)

保険金請求書類

提出書類
(1) 当会社所定の保険金請求書
(2)保険証券
(3) 当会社所定の傷害状況報告書
(4)公の機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅
行業者の事故証明書
(5)第3条[旅行事故緊急費用の範囲]の費用の支出を
証明する領収書または精算書
(6)被保険者の印鑑証明書
(7)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明
書 (注)
(8) 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師
に照会し説明を求めることについての同意書
(9) その他当会社が普通保険約款第20条[保険金のお
支払い] (1) に定める必要な事項の確認を行うため
に欠くことのできない書類または証拠として保険契
約締結の際に当会社が交付する書面等において定め
たもの

(注)旅行事故緊急費用保険金の請求を第三者に委任する 場合に必要とします。

テロ行為補償特約

〈用語のご説明 - 定義〉

この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な 主義・主張を有する団体・個人またはこ れと連帯するものがその主義・主張に関 して行う暴力的行動をいいます。

第1条「この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [保険金をお支払いする場合]

- (1) 当会社は、この特約により、この保険契約に傷害死亡 保険金補償特約が付帯されている場合には、傷害死亡保 険金補償特約第4条[保険金をお支払いできない場合 – その1]の9の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - 「⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、 武装反乱その他これらに類似の事変。ただし、これ らに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為につ いては保険金をお支払いします。」
- (2) 当会社は、この保険契約に付帯された他の特約に、本 条(1) と同じ規定がある場合には、その規定について も本条(1) と同様に読み替えて適用します。

通信料金等との合算による保険料支払に関する特約 (債権譲渡型)

<用語のご説明 - 定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義 によります。

(50 音順)

		(30 日順)
	用語	定義
つ	通信料金等	基本使用料、通話料ならびにパケット 通信料等の電気通信事業者が定める通 信サービスに関する料金および有料サ ービス料金の総称をいいます。
	通信料金等 との合算に よる保険料 支払の取扱 い	当会社から保険料請求権を譲り受けた 電気通信事業者に対して、ご契約者が 通信料金等の支払いと合わせて、保険 料を払い込むことをいいます。
τ	電気通信事 業者	電気通信事業を営むことについて、電 気通信事業法(昭和59年法律第86号) 第九条の登録を受けた者及び第十六条 第一項の規定による届出をした者をい います。
ゆ	有料サービス	申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、電気通信 事業者以外の者が、電気通信事業者が その料金を請求することについて、電 気通信事業者の承諾を得た上で提供す るものをいいます。
Œ	保険料	この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める契約締結時に払い込むべき保険料(注)ならびに分割保険料(注)をいいます。 (注)普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める告知・通知事項の承認等の場合の追加保険料等を含みます。

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [通信料金等との合算による保険料支払の取扱いの承認]

当会社は、この特約により、当会社の指定する電気通信事業者を利用した通信料金等との合算による保険料支払の取扱いにより、ご契約者が、この保険契約の保険料を払い込むことを承認します。

第3条[通信料金等との合算による保険料支払の取扱いにお ける保険料の領収時期]

- (1) ご契約者が通信料金等との合算による保険料支払の 取扱いにより保険料を払い込む場合、合算支払にかか る電気通信事業者による認証ならびに承認がなされ た時をもって、当会社はその保険料を領収したものと みなします。
- (2) 当会社が電気通信事業者からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、本条(1)の規定を適用しません。ただし、ご契約者が通信料金と併せて保険料を払い込んでおり、電気通信事業者に対して保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合は含みません。

第4条 [保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い]

- (1) 当会社が電気通信事業者から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、ご契約者にその保険料を直接請求できるものとします。ただし、ご契約者が電気通信事業者に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、当会社は、その払い込まれた保険料相当額についてご契約者に請求できないものとします。
- (2) ご契約者が通信料金等との合算による保険料支払の 取扱いを行った場合において、本条(1)の規定によ り当会社がご契約者に保険料を請求し、ご契約者が遅 滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条[通信 料金等との合算による保険料支払の取扱いにおける 保険料の領収時期](1)に定める時にさかのぼって、 当会社は、その保険料を領収したちのとみなします。
- (3) ご契約者が本条 (2) の保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

第5条[通信料金等との合算による保険料支払の取扱いにお ける保険料返還の特則]

ご契約者が、通信料金等との合算による保険料支払の取扱いを行う場合で、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還するときは、当会社は、第3条[通信料金等との合算による保険料支払の取扱いにおける保険料の領収し時期](1)に定める時に、当会社は保険料を領収したものとみなして、ご契約者に対し保険料を返還します。

第6条 [準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣

旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規 定を進用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

〈用語のご説明 - 定義〉

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

		(50 音順)_
	用語	定義
お	用語 オーソリゼーション	クレジットカードの使用に際して、当会社が、クレジットカード発行会社に対し、次のア. およびイ. について確認を行うことをいいます。ア. そのクレジットカードが利用可能な状態であること、クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がそのクレジットカードの利用限度額内であるこ
か	会員規約等	クレジットカードの名義人 とクレジットカード会社と の間で締結された会員規約 等をいいます。
<	クレジットカード	当会者の指定するクレジットカードをいいます。
	クレジットカードの 名義人	クレジットカード発行会社 との間で締結された会員規 約等により会員として認め られた者またはクレジット カードの使用を認められた 者をいいます。
ほ	保険料	この特約が付帯された普通 保険約款およびこれに付帯 された他の特約に定める契 約締結時に払い込むべき保 険料ならびに分割保険料 (注) 普通保険約款およびこ れに付帯された他の特約 に定める告知・通知事項 の承認等の場合の追加保 険料等を含みます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [クレジットカードによる保険料の払込み]

当会社は、この特約により、当会社の指定するクレジットカードを使用して、ご契約者が、この保険契約の保険料を払い込むことを承認します。ただし、クレジットカードの名義人とご契約者とが同一である場合に限り

ます。

第3条「クレジットカードによる保険料の領収]

- (1) ご契約者からクレジットカードを使用して保険料を 払い込むことについての申出があり、かつ、会員規約 等に従いクレジットカードが使用された場合には、当 会社は、オーソリゼーションおよびオーソリゼーショ ンの番号の取得を行ったうえで、クレジットカードに より保険料を払い込むことを承認した時に、当会社は その保険料を頷収したものとみなします。
- (2)次の①または②のいずれかに該当する場合には、当 会社は、本条(1)の規定を適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、ご契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合は含みません。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条「保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い]

- (1) 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、ご契約者にその保険料を直接請求できるものとします。ただし、ご契約者がクレジットカード発行会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、当会社は、その払い込まれた保険料相当額についてご契約者に請求できないものとします。
- (2) ご契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条(1)の規定により当会社が保険料を請求し、ご契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条[クレジットカードによる保険料の領収](1)に定める時にさかのぼって、当会社は、その保険料を領収したものとみなします。
- (3) ご契約者が本条(2) の保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

第5条 [保険料の返還の特則]

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、第3条[クレジットカードによる保険料の領収](1)の規定により、当会社が承認した保険料相当額を領収したものとして、ご契約者に対し保険料を返還します。

第6条 [準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を進用します。

インターネット通信販売に関する特約

<用語のご説明 - 定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義 によります。 (50 音順)

	(50 百順)
用語	定義
手続完了通知	保険証券の発行を省略した場合の電
	子文書による保険契約手続完了通知
	をいいます。
引受通知	次の①から③に掲げる事項を記載し
	た電子文書による保険契約引受通知
	をいいます。
	① 保険契約の内容
	② 保険料
	③ 保険料の払込方法およびその払
	込期限 (注)
	(注) 口座振替により払い込む場合
	は、振替予定日とします。
保険証券等	保険証券、引受通知または手続完了
	通知をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [保険契約の申込み]

当会社に対してインターネット通信を媒体として、保 険契約の申込みをしようとする者は、所定の保険契約申 込画面に所要の事項を入力し、定められた申込有効期間 内に当会社に送信することにより、保険契約の申込みを することができるものとします。

第3条 [保険契約の引受け]

第2条 [保険契約の申込み] の規定により保険契約の申込みを受けた場合は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受通知をインターネット通信によりご契約者に送信します。

第4条 [保険料の払込み]

ご契約者は、保険料を引受通知に記載された方法により、払込期限までに払い込まなければなりません。

第5条 [保険料を口座振替により払い込む場合の特則]

保険料を口座振替により払い込む場合において、保険料の振替予定日が口座振替委託金融機関の休業日に該当し、その休業日の翌営業日に保険料の振替が行われたときには、当会社は、保険料の振替予定日に払込みがあったものとみなします。

第6条 [補償される期間 - 保険期間]

- (1) 当会社の保険責任は、普通保険約款第5条[補償される期間-保険期間](1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれか遅い時に始まり、保険期間の末日の午後12時に終わります。
 - ① 保険証券等に記載された保険期間の初日の午前 0 時
 - ② 保険証券等に記載された申込年月日時分
- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、当会社は、被保険者 の旅行行程開始前および旅行行程終了後に発生した事 故については、保険金をお支払いしません。

第7条「保険契約の解除-保険料の払込みがない場合]

- (1) ご契約者が保険料を第4条 [保険料の払込み] に定める払込期限を経過した後相当の期間内に払い込まなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の解除の効力は保険期間の初日から発生します。

第8条「告知事項の訂正・通知事項等の申出方法の特則]

- (1)ご契約者または被保険者が次の①から⑥の規定による 訂正の申出、告知または通知を行う場合は、書面または ファクシミリ等の通信手段により、当会社の所定の連絡 先に直接行うものとします。
 - ① 普通保険約款第6条[ご契約時に告知いただく事項 -告知義務](3)の③の訂正の申出
 - ② 普通保険約款第7条[ご契約後に被保険者が職業または職務を変更した場合-通知義務その1]の規定による通知
 - ③ 普通保険約款第8条[ご契約後にご契約者が住所を変更した場合-通知義務その2]の規定による通知
 - ④ 普通保険約款第12条[ご契約者からの保険契約の 解約]の規定による解約
 - ⑤ この保険契約に付帯された他の特約の告知・通知に 関する告知・通知
 - ⑥ 保険契約条件の変更についての承認の請求を行う 場合の通知
- (2) 本条(1) の①から⑥の訂正の申出、告知または通知をインターネット通信により行う場合は、当会社にご契約者の住所・氏名・当会社が承認した I Dおよびパスワードが事前登録されており、その I Dおよびパスワードにより当会社が本人確認を行うことができる場合に限り、行うことができるものとします。

第9条 [追加保険料の払込み]

- (1) ご契約者は、第8条 [告知事項の訂正・通知事項等の申出方法の特則] に規定する訂正の申出または通知に基づき、追加保険料の請求を行う場合は、第8条の訂正の申出または通知を行った日からその日を含めて30日以内に、当会社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、ご契約者が次の①から③に該当する場合で、当会社が追加保険料を請求したときに、その追加保険料を払い込まなかったとき(注)は、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 普通保険約款第6条[ご契約時に告知いただく事項 -告知義務]により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき。
 - ② 普通保険約款第7条[ご契約後に被保険者が職業または職務を変更した場合 通知義務その1]の規定による職業または職務の変更の事実がある場合において、この保険契約に付帯された特約の該当する規定に基づき、適用料率を変更する必要があるとき。
 - ③ この保険契約に付帯された特約の規定によりご契約後に旅行先を変更した場合の通知義務の規定による旅行先の変更の事実がある場合において、その特約の該当する規定に基づき、適用料率を変更する必要があるとき。

- (注) 当会社が、ご契約者に対し追加保険料を請求したに もかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった 場合に限ります。
- (3) 本条(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①から③のとおり取り扱います。
 - ① 本条(2)の①の規定による追加保険料を払い込まなかった場合には、この保険契約に付帯される他の特約で別に定める場合を除き、当会社は、被保険者が被った損害等に対しては保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - ② 本条(2)の②の規定による追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、職業または職務の変更の事実があった後に発生した事故による傷害に対しては、この保険契約に付帯された特約の該当する規定に基づき、変更前の職業または職務に対して適用された保険料率の変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率に対する割合により、保険金または保険金額を削減します。
 - ③ 本条(2)の③の規定による追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、旅行先の変更の事実があった後に発生した事故により被保険者が被った損害等に対しては、この保険契約に付帯された特約の該当する規定に基づき、変更前の旅行先に対して適用されるべき保険料率の変更後の旅行先に対して適用されるべき保険料率に対する割合により、保険金または保険金額を削減します。
- (4) 本条(1) の規定にかかわらず、ご契約者が、普通保 険約款第15条[保険料の返還または請求-告知義務の 場合等](4)の規定による追加保険料を払い込まなか った場合は、当会社は、追加保険料を領収する前に発生 した被保険者が被った損害等に対しては、保険契約条件 の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契 約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金 をお支払いします。

第10条「死亡保険金受取人」

- (1) この保険契約に、傷害死亡保険金補償特約が付帯されている場合には、同特約第14条[死亡保険金受取人の変更]の規定にかかわらず、ご契約者は、この保険契約の死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更することはできません。
- (2) この保険契約に、疾病死亡保険金補償特約が付帯されている場合には、同特約第12条 [死亡保険金受取人の変更] の規定にかかわらず、ご契約者は、この保険契約の死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更することはできません。

第11条[普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の読み替え]

普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の 特約の規定中「保険証券」とあるのは「保険証券等」と 読み替えて適用します。

第12条[準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

保険証券等の発行に関する特約

〈用語のご説明-定義〉

この特約において使用される次の用語は、次の定義によりませ

保険証券等

保険証券、普通保険約款および特約をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券等を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条「保険証券等の発行]

- (1) 当会社は、この特約により、保険証券等を発行しません。
- (2)保険契約者が、保険期間の中途で当会社に対して保険 証券等の発行を請求する場合には、この特約を削除する ものとします。この場合は、当会社は、削除前の保険料 と削除後の保険料の差額の全額を請求することができ ます。

第3条 [保険証券等の記載事項に関する特則]

当会社は、この特約により、インターネットの当会社が 定めるホームページ上の画面に、この保険契約の契約内容 として記載した事項を、保険証券等の記載事項とみなして、 この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他 の特約の規定を適用します。

第4条 [保険金の請求に関する特則]

当会社は、この特約により、被保険者または保険金請求権者が、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い保険金の支払いを請求する場合であっても、当会社に対する保険証券等の提出を要しません。

包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [暫定保険料の払込み]

- (1) ご契約者は、保険契約の締結時に保険証券に記載された暫定保険料(注)を当会社に払い込まなければなりません。
 - (注)以下「暫定保険料」といいます。
- (2) 普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約に定める保険料を領収する前に発生した保険事故の取扱いの規定は、本条(1)の暫定保険料にも適用します。

第3条 [帳簿の備付け]

ご契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその 閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条「涌知]

- (1) ご契約者は、保険証券に記載された通知日までに、1 か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当 会社に通知しなければなりません。
- (2) 本条(1) の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合において、ご契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知にかかわる被保険者が被った損害等に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減してお支払いします。

遅滞または漏れの発生した通知日以前に 実際に行われた通知に基づいて、当会社が

算出した確定保険料(注)の合計額

割合:

遅滞または漏れの発生した通知日以前に 遅滞および漏れがなかったものとして、 当会社が算出した確定保険料(注)の合計額

- (注)本条(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した保険料をいいます。以下同様とします。
- (3) 本条 (1) の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合は、保険期間終了後であっても、ご契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。ただし、本条 (2) の規定に基づき保険金をお支払いしている場合はこの規定を適用しません。
- (4) 本条(2) の規定は、当会社が本条(2) の規定による保険金を削減してお支払いすべき事由の原因があることを知った時から本条(2) の規定により保険金を削減してお支払いする旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは漏れの発生した通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条 [確定保険料の払込み]

- (1) ご契約者は、確定保険料を保険証券に記載された払込期日(注)までに払い込まなければなりません。 (注)以下本条において「払込期日」といいます。
- (2) 当会社は、ご契約者が本条(1)の規定による確定保 険料を、払込期日の属する月の翌月末を経過した後も払 い込まなかった場合は、ご契約者に対する書面による通 知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(1)の規定による確定保険料を請求する場合において、本条(2)の規定によりこの保険契約が解除できるときは、当会社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者が被った損害等に対しては、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)第2条 [暫定保険料の払込み] の暫定保険料は、最終 の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、そ の差額を精算します。

第6条「進用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規

年を経過した場合には適用しません。

包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用)

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [暫定保険料の払込み]

(1) ご契約者は、保険契約の締結時に保険証券に記載され た暫定保険料(注)を当会社に払い込まなければなりません。

(注)以下「暫定保険料」といいます。

(2) 普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約に定める保険料を領収する前に発生した保険事故の取扱いの規定は、本条(1)の暫定保険料にも適用します。

第3条 [帳簿の備付け]

ご契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその 閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条 [通知]

- (1) ご契約者は、保険証券に記載された通知日までに、1 か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当 会社に通知しなければなりません。
- (2) 本条(1) の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合において、ご契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知にかかわる被保険者が被った損害等に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減してお支払いします。

遅滞または漏れの発生した通知日以前に 実際に行われた通知に基づいて、当会社が

算出した確定保険料(注)の合計額

割合

遅滞または漏れの発生した通知日以前に 遅滞および漏れがなかったものとして、 当会社が算出した確定保険料(注)の合計額

- (注) 本条 (1) の規定による通知に基づき当会社が算出した保険料をいいます。以下同様とします。
- (3) 本条 (1) の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合は、保険期間終了後であっても、ご契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。ただし、本条 (2) の規定に基づき保険金をお支払いしている場合はこの規定を適用しません。
- (4) 本条(2)の規定は、当会社が本条(2)の規定による保険金を削減してお支払いすべき事由の原因があることを知った時から本条(2)の規定により保険金を削減してお支払いする旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは漏れの発生した通知日から5

第5条 [確定保険料の払込み]

- (1)ご契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2)保険期間の中途で毎月の確定保険料の合計額が暫定保 険料を超えた場合は、ご契約者は、当会社の請求に従い 追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 当会社は、ご契約者が本条(2) の規定による追加暫定保険料を払い込まなかった場合(注)は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、ご契約者に対し追加暫定保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (4)本条(2)の追加暫定保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った損害等に対しては、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条 [準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。